

第九十四回
国会

参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和五十六年五月十四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十三日

辞任

坂倉 藤吾君

補欠選任

広田 幸一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

井上 吉夫君

北 修二君

坂元 親男君

川村 清一君

中野 明君

委員

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

下条進一郎君

鈴木 省吾君

田原 武雄君

高木 正明君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

三浦 八水君

広田 幸一君

村沢 牧君

山田 譲君

鶴岡 洋君

下田 京子君

喜屋武眞榮君

国務大臣

農林水産大臣

亀岡 高夫君

政府委員

事務局側
員

農林水産大臣官
房長

農林水産省経済
局長

農林水産省構造
改善局長

農林水産省畜産
局長

農林水産技術会
議事務局局長

水産庁 長官

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

農林水産省畜産
局長

渡邊 五郎君
松浦 昭君
杉山 克巳君
森実 孝郎君
川嶋 良一君
今村 宣夫君
竹中 譲君

本日の會議に付した案件
○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十三日、坂倉藤吾君が委員を辞任され、その補欠として広田幸一君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田譲君 それでは、私は年金基金法の御質問に入る前に、その大前提ともなるべき重要な問題だというふうに考えますので、まず二、三お伺いして、それから具体的な法律の中身に入ってまいりたいというふうに思います。

まず最初に、これはぜひ大臣に御答弁いただきたいと思うので、御承知のとおり、農

業基本法が制定されてからちょうど二十年が経過しているわけでありまして、その二十年の間に農業基本法が目指しているような意味でのいわゆる農業構造改善政策というふうなものが十分に成果を上げていないというふうにお考えになるかどうか、その辺のところをまず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

そして、ついでもございますけれども、もし十分にその成果が上がっていないというふうなことであれば、その上がついていない理由は、原因は一体どこにあるかというふうなことにしてもお考えをお示しいただきたいと思ひます。そしてさらに、それを克服するためにどのような考えを持っていられしやるか、これについてまず伺っておきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 山田委員の御質問でございますが、農業基本法が制定されて二十年間、この間構造政策の中で適正な施策が、事業が進行したかどうかといったような御質問でございまして、私はやはり選択的拡大という立場で農業基本法の整備をしなければならぬということ、何らかのいゆる基盤整備長期計画等を樹立いたしました、それに基づいて仕事を行ってまいってきたわけでございまして、私はその面においてはある程度の事業が現在も進行中であると、こう考えるわけでございまして、できることであればもっともと農業面に対する国家投資というものを重視すべきではなかったかという反省があります。しかしながら、当時の事情を考えれば、苦しい国家財政の中から、とにかくいまよりもある意味においては国家予算に占める比率の高い投資が行われてきたわけでございまして、

したがいまして、私は相当な成果を上げてきておると、こう見ておるわけでございしますが、いかんせん、この基本法に基づくところの長期見通し

のその見通しが適正であつたかどうかという反省はこれはやはり厳しくされたものと。今回の、昨年の十二月に答申の出ました農政審議会のあの十年間の長期見通しを御決定をいただくに当たりまして、その点大要議論を呼んだようでございます。一人当たりの日本人の平均カロリー二千五百キロカロリーというものを今回採用されたというような点は、その反省であらうと思ひます。その見通しの適正でなかったという点が出たばかり今日の米過剰というふうな問題を生み出している一つの原因になつておるのではないかと、このような反省も、私どもとしてはいたしておるわけでございします。

と同時に、戦前ほとんど行われていなかった土地基盤整備という問題が、戦後、とにかく農業基本法が制定されて以降特に速力を速めて基盤整備が進行し得るようになったということは、私は大変その意味においては農業基本法は大きな役割りを果たしたと、こう思ひます。また、とにかく都市勤労者並みの所得を農家にもちょうとで、制定が行われたあの基本法でございまして、その方向に向かつてある程度の成果を上げ、今日もう世界屈指の高所得国家という立場を占める日本において、生産性の低い農業に対して、農業者の諸君がやはり農業によってひとつ生計を立てていこうという生産意欲を落とさずに今日まで来れたという、そういう意味における基本法の農政の展開というものは、私はそれなりに成果を上げてきたと、こう見るわけでございします。

しかし、私はここで反省しなければなりませんのは、国内でそれだけ大きな努力を払っておきながら、国の貿易額が増大するに従つて、農林水産物資のその輸入額に占める比率がどんどんどんどん大きくなつてきた。そうして、どこの国の人が来ても、日本人の顔を見ると、もともとと農産

物を買えと、もう日本の農業なんかそっちのけにしてとにかく買え買え、買え買えと、買わないのは日本が悪いといったようなことを言わねばかりにして農産物を売りつけようと。今回も経済局長、総理に同行してアメリカに参りましたけれども、表面的な正式な会合では出なかつたようでありましたけれども、やはりアメリカの側としては日本にもう少し農産物を買わせたいというような気があるのも、これはもう事実でございます。そのように外国農産物の、相手国からすれば輸出を日本に對してしたいと、そういうのに対する日本の政策というものはやっぱりもっと厳しく対処しなければならぬのではないかと、こう私は現時点において考えるわけであります。話せばわかるという言葉がありますけれども、そういう時代になつてきておつて、やっぱり厳しい生活を強いられおる日本農業の農民の立場を相手の連中にとことんまでわからせる努力、これが必要ではないかと。

そういうことと相まって、私は基本法農政というものが、あの精神は今後も生かしていかなければならないと思ひますし、しかも、あのようにしてまいりますためには、やはりもろもろの計画等をつくる際のその基礎データというものの取り方いかんによつては、その結果に大きな国民の負担をもたらすと。今日の米の消費という問題についてはつきりした確な見通しがあれば、もっともつと早く、この生産調整的な強行策をやらなくともいい政策が生まれたのではないかとという反省もあるわけであります。

そういう意味において、私もといひまして、も、農林水産省挙げて今後の、国会で議決された決議の趣旨に沿ひ、しかも厳しい外国からの外国農産物輸入の要請に對してこれを適正にさばいていくという強い姿勢をもって農政に取り組むと同時に、やはり現在日本の農業基盤整備はまだ中途半端であつて、完成されてないのだということと農業関係の方は理解されておられるわけでありませうけれども、農業以外の特に財界とか産業界とか、そういう方々にそういう点の理解がない

ということがはなはだ残念である。そういう点に對するPRもわれわれは今後続けてやっていかなければならない、こんなふうに出て指導をいたしておる次第でございます。

○山田議員 大変率直に御回答いただきましてうれしく思います。

そういうことで、全体として基本法の精神は二十一年の間にかなりのそれなりの成果が上がつたと思つて。しかし、米の需給の問題については需給の若干の見通しを誤つたりしたこともある。それからまた、輸入の問題なんか非常に大きな問題になつていふふうなお話を伺つたわけでございます。ですから、そこで大体わかつたわけでありませうけれども、ひとつそういう反省あるいは成果の上に立つて、今後どういふふうな農業基本法の精神を生かすために農政をやつていこうとなさるか、そこをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) やはり非常にむづかしい問題ではあるわけでありませうけれども、いま御指摘をちょうだいしました、これから一体それではどうしていくのだというところは、これはもう本當に厳しい困難な道になるわけでありませうけれども、しかし、これを踏み越えなければ日本農業の展望というものは開けてこない。踏み越えるためにはどうすべきかという、まず私は何としても農業の基盤整備、これだけはもうどうしてもやらにやいかぬ、こう思ふのです。やっぱり土壌の改良、土質の改良、基盤整備、これなくしていわゆる生産性の高い農業展開はできませんので、何としても基盤整備を急がなければならぬというところが大前提でありますと同時に、昨年国会で決議をいただいた自給力を強化するためには、やはり国内で生産できるものは、輸入しておる小麦とか大豆とか大豆とかであつてもこれをやっぱり国内である程度の増産をしなければならぬということと、これらの生産を、やはり生産性の高い農業を展開するためには、規模拡大と申しますか、昨年本委員会が成立をさせていただいた農用地利

用増進法という法律の精神に基づいてあの制度を大いに活用いたしまして、そうして規模拡大を図る。また、これから御審議をちょうだいをする農業青年年金法、農林年金法、いわゆる農業関係の諸立法の整備充実を図りますと同時に、やっぱり私は必要なのは思い切つた国家投資をして、そうして規模拡大を図つてまいらる。

同時に、私は将来低利長期の資金というものを豊富に農業者のために準備していくということが大変大事ではないかという感じがいたすわけでございます。先進国の農業関係の金融等を調査いたしてみますと、非常に低利でしかも長期の制度がそれぞれ国々において施行されておるといふことでございませう。日本におきましても、農林漁業金融公庫等においてももろもろの資金制度はできておりますけれども、やはりもっと思い切つた規模の大きなものと申しますか、そういう方向に進めていかねばならぬ、こう考えますと同時に、やはり科学技術関係の面にも思い切つた行政体制をつくると同時に、研究体制の成果が上がるようにしていかねばならぬといふふうに考え、そのような指導もいたしておるところでございます。

○山田議員 さつきもちよつと触れられましたが、これも、最近特に財界あたりから農業過保護論というふうなものがかんり強く出てきておるわけですね。また、今度の臨調の問題にしましても、いわゆる財界主導型の行政改革で、その矢面に立つのは何といつても農業問題じゃないか。農業に対する補助金が多過ぎるといふふうなことが世に言われておりますし、それが世論の中でもかなり強い位置を占めてきつたところのじやないかといふふうなことが心配されるわけでございます。いま大臣言われたように今後がんばつていつていただきたいといふふうに思ひます。

その次に、これも大臣にお伺ひしたいと思ふのですが、農村から都市へ非常に著しい人口流出が進んだわけでございますけれども、その結果として農業就業人口が物すごく減つていった。しかしながら、農家戸数の減少は非常に少ない。余り大して考えたとおりに実現をして減つていない。そしてその結果として兼業農家がむしろふえてきているといふのが、最初予期しない最近の現象じやないかといふふうに思われるわけでありませう。そしてもう一方、農地の流動化がこれまでなかなか進展してないといふことも事実だろつと思ひますけれども、その理由として、これは何といつてもやっぱり地価の著しい上昇が大きな原因をなしているのじやないか。つまり、農家としては、やはり地価がこれだけ上がつてきますと、資産の保有的観点から申し上げまして、簡単に農地を手放さなくなるといふふうな傾向があると思ふのです。ですから、やはり農地の流動化という問題と農地の価格の安定対策といふふうなものとは不離一体の問題だろつと思ひますけれども、そこで大臣、特に伺ひたいのは、この農地価格の安定対策といふふうなことにいつてどういふふうな考へていらつしやるか、そこをお伺ひしたいと思ふのです。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点は、農振法並びに農地法によつて、農業者以外には農地を買ふことができないとか、いろいろの制限をいたしまして、優良農地を守つていくという措置は確立をされておりました。そのために土地問題が大きくなつておる中でも、比較的農地に關しましては、農地法並びに農振法等の制度によつて、農用地の保護と申しますか、確保は図られておるものと、私はこう考へます。しかし、その潜在的価値と申しますか、いま御指摘になつた点は、私ももうそのまゝ山田先生のお考えと全く同じような見方をいたしておるわけでございます。この点がやはり日本農業をこれから発展せしめていくための一つの大きな整備をしていかなければならない点である、こう考へております。

と同時に、農地法によりましてやはりその賃貸関係において、一過貸ししてしまうとなかなか返してもらえないといったような意識が相当農村に強

く残つておることもこれは確かな事実でござい
ます。そういう問題でありますとか、したがいま
して、昨年農用地利用増進法によりましてこの賃貸
あるいは譲渡等に対して、比較的信頼関係の上に
立つて賃貸できるような措置も講ずることができ
るという処置をとっていただきましたので、この
点は昨年の十二月ごろからずいぶん現実にこの
法の効用が出ておるというふうに見ることができ
るわけでありまして、今後農村の地域社会のい
ゆる部落ぐるみと申しますか、町ぐるみと申しま
すか、農村地域社会の信頼関係を図っていくよ
うな施策も、構造改善事業の中で着々と取り入れ
て行つておるわけでもございまして、その
いう面から、この規模拡大という日本農業の命
運を決すると言つてもいい問題であらうかと思
います。この問題の解決が緒につくものと、こ
ういふふうに考へておる次第でございまして。

○山田謙君 農振法の問題がたまたま出されま
したので、農振法の問題でちよつと聞きたいと思
うわけですが、これは局長で結構でございま
す。

最近、農家戸数の七〇%以上が第二種兼業農家
であるというふうなことは事実でございまして、
でも、そうなりますと、第二種兼業農家に対して
農地の貸し手としての役割りを期待することは非
常に無理になつてきているのじやないか、実現が
なかなかむずかしいというふうな事態になつて
いるのじやないかというふうに思います。また、特
に最近の傾向として、都会で定年退職でやめた人
がまた家へ帰つてきて、そしてささやかな農業を
営んで余生を暮らすというふうな人もかなりふえ
ているし、私も現にそういう事例をたくさん最近
知つておるわけでありまして、そういうことにな
りますと、先ほどの農用地利用増進法、こういう法
律もかなり実際問題としてむずかしい段階になつ
てきているのじやないかというふうな感じがいた
しますけれども、そういうことに関連して、せつ
かくできました増進法がその後どのように運営さ
れているか、そこをちよつと伺いたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 規模拡大につきま
しては従来から各種の施策が実行されてまいつたわ
けでございまして、なかなか効果を奏しなかつた。
その事情については、先生もおっしゃられたとお
り、地価が高い、あるいは、そういうことを反
映して農家が所有権に執着する、それから、農地
法上、一たん貸すとなかなか戻してもらえないん
じやないかというふうな懸念があるというふうな
ことで、賃貸借もなかなか政策として進めてもこ
れが実現し得なかつたというところがあつたわけ
でございまして。ただし、先回の農用地利用増
進法、これは農振法の実質をとつて大改正を行つ
た新法の制定ということでございまして、これに
よりましてかなりそういう制度面の制約は外れた
ということと同時に、実態面におきまして、そ
ういったものを受け入れるというか、それを推進
するだけの状況が出てまいつていゝと思ひます。

といひますのは、兼業農家がますますふえてい
く、しかも一種兼業よりも二種兼業の割合が高くな
つていくという状況でございまして、これはもちろ
ん地域によつて差はありますが、一般的に兼
業の中でも安定兼業、要するに、学校であります
とか、役所でありますとか企業に就職して、農業
についてはほとんど時間を割き得ないというよう
な形で、しかし、農業は家族労働の一部を利用し
て行つていて、収入の相当部分はむしろほかの兼
業によつて得るというふうな安定兼業農家がふえ
てまいつておるわけでございます。農業に依存す
る割合がそれだけ少なくなつてくる。そうなりま
すといふと、労働力の点からいへば、しかも、
米価そのほか農産物価格も停滞しているというよ
うなこと、収益性から言つても、さらには大
規模経営のメリットというのがだんだん出てくる
というふうなことから、むしろ専門的な、専門に
大規模にやる農家に委託して地代をもらつたほう
がよいのじやないかというふうな気運が生まれて
きておるわけでございます。

そういう実績が、実情が反映いたしまして、農
用地利用増進法の実績はかなり顕著に上がつてま
いってございまして、五十五年十二月末現在での利
用権の設定、要するに、この事業に基づいて賃貸
借が行われたものは約四万七千ヘクタールとい
う相当の面積に及んでおるわけでございます。今後
ともこれは大いに進めてまいりたい。

それから、先生先ほど御質問の中で、農家の中
でも、ほかの兼業労働をやつておつた者がまた
戻つてきて農業に従事するよう者が出てくるの
ではないかというふうなお尋ねがございました
が、いわゆるUターンという事情は見られますも
の、そういう二種兼業農家の農業経営のあり方
というの、多くの場合、いわば生活の生きがい
として農業もやりたいという年配者の方の動向が
かなり見られるわけでございます。全体的に見て、
一たん出た方が戻つてきてまた農業をやるとい
う場合は、中核農家の経営規模とか農地の流動化、
規模拡大、そういうものにそれほど大きな影響
を及ぼすものというふうには見ておらないわけ
でございます。また、種々問題がございまして、
せつかくできました農用地利用増進法の制度の趣
旨、せつかく普及してきましてその実態、これら
を踏まえて、今後一層流動化が進むよう、規
模拡大が進んで生産性が上がるように進めてま
いりたい、かように考へております。

○山田謙君 先ほどちよつと具体的な数字を挙げ
て言われました四万七千ヘクタールというもの、
これは本当に第二種兼業農家から実際に耕したい
という人に対して貸したものと、こゝろに考へて
いいですか。

○政府委員(杉山克己君) 地帯、地域によつて若
干の差はございまして、おおむね、農地を提供し
てくれる方は兼業農家が大部分だろうというふう
に理解いたします。また、それは一種兼業ではなくて
二種兼業農家が大部分だろうというふうには理解
しております。

○山田謙君 それでは具体的に法律の中身に入つ
ていきたいと思います。

これも大臣に伺いたいわけですが、昭和四十五
年にこの基金法が制定されて以来もう十年以上に
なるわけでありまして、この制度が、法律
が目的としておりますようないわゆる農業経営の
近代化あるいは農地保有の合理化というものに寄
与しているというふうには考えられるかどうか。も
し、寄与しているとするれば、ある程度具体的な実
績をお聞かせしたいというふうに思ひます。

○國務大臣(亀岡高夫君) 先ほど申し上げまし
たように、この農業青年基金法の制定につきましては、
農家に年金をということが高まりましたので、
制度でございまして、もう十年に相なるわけでご
ざいます。

この間、この制度の運用をいたしまして、でき
るだけ適期の経営移譲に資していこうというこ
とで、昨年、五十五年の十二月末までに約十七万人
が経営移譲を行つておるといふ実績が出ておりま
す。この結果、後継者移譲におきましては一括移
譲を要件としたしておりますために、農地の細分
化等に対する歯どめ措置としての効果を發揮いた
しておると同時に、後継者の確保、農業経営主の
若返り等に大変寄与しておるものと私は考へてお
ります。

第三者移譲につきましては、件数としては一万
二千五百六十一人というふうな数字で少ないわけ
でありますけれども、経営移譲を受けた者の経営
規模の拡大に大変貢献しておる、こういうこと
でございまして、ちなみに、経営移譲を受けた後継
者の平均年齢は三〇・七歳ということであつて
おります。

第三者移譲の効果につきましては、五十五年十
月から十二月に裁定を受けた六百四十件につ
きまして、経営移譲を受けた者についてその前後の平
均面積を調査してみました結果、一四七ヘクタ
ールから二・〇八ヘクタールに規模がふえておる
という実績が出ております。

したが、いまして、この制度を充実しながら維持
してまいりますことによつて、先ほど来の日本農
政のむずかしいいわゆる生産性向上のための規模
拡大を図つていく一つの大きな柱の役割りを果た
していけるようにしなければならぬ、こゝろ考

えております。

○山田譲君 いま大臣おっしゃられたようなことで、それなりに成果が上がっているというふうには評価をされるわけだと思えますけれども、私も考えてみると、後からだんだんお話ししていきたいと思うんですけれども、なかなかそういつていないのじゃないかという心配がされるわけでございます。具体的にいま数字のお話ありましたけれども、たとえば法律制定当初の目標というのは大体二百万人くらいは加入者というふうには考えていたというふうには聞いております。それからまた、四十九年の財政再計算のときには百六十五万人というふうな数字で計算されたというふうになっておりますけれども、実際の数字を見ても、現在の加入者数というのは百七十五千人程度でございます。ですから、そういう意味で言うと、当初の目標、あるいはその後四十九年の財政再計算期に考えられた百六十五万人に比較しても、相当低い数字じゃないかというふうに思うわけです。そしてまた、資料を見ればすぐわかることでありますけれども、五十一年の百六十四万人というものをピークにしまして、むしろ減少の一途をたどっているというふうには数字の上では見るを得ないわけでありまして、この辺について一体どういうふうにお考えになるか。これは局長で結構でありますけれども、ひとつ回答していただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 加入者の数につきましては、いま先生おっしゃられましたように、制度発足当初は目標を二百万人というふうには置いておいたわけでございます。その後、前回の財政再計算時には百六十五万人というふうには改めたわけでございますが、実績は今日百七万人というふうなことで、かなりそれを下回った水準でございます。もちろん、いま加入資格を有する者が全部入っているかといえませんが、有資格者のうちおおむね八割程度が加入しているのではないかと。まだ資格がありながら未加入の者が約三十万人くらいはあるというふうには推定されるわけでございます。

ございます。

それにいたしまして、目標自体、全体としての資格者の数も減っております。これはなぜかというふうになりますと、年金制度の問題といふよりもむしろ一般的な社会情勢、兼業化が進展する、そして被用者年金、厚生年金等へ移る者が増加いたしまして、国民年金加入の基幹的農業従事者数が大幅に減ってきたということがあつて思ひます。また、六十歳到達ということから加入資格を失った者がいる。こういったことから、現在の加入者は先ほど申し上げたような数字になっているわけでございます。

それで、問題はまだ三十万人くらいいる未加入者、これがなぜ入ってこれないかというところについてあるかと思ひます。特に若い年齢層の方にそういう向きが多いものでございまして、私どもはそういう若い層を対象に相当思い切った加入促進運動を行うべきであるというところで、従来からもやっておつたところでございまして、今回の法改正に伴ひましてさらに一段とそのための手当ても整備いたしまして、これを進めるところにいたしていただいております。

○山田譲君 それにしても、当初の目標二百万人に対してわずか十年ぐらゐの間に半分しか達成できないというところは一つの問題じゃないかというふうには考えられるわけですが、それからまた、先ほど言いましたように、五十年ころがピークであつてずつと減つてきているということ、そうしますと、あなた方としては将来この傾向でさらに減つていくというふうには考えられるか、それともそれをふやす何かの手だてというふうなもの、いままでのようなことじゃなくしてさらに一層積極的に行うというところで考えておられるかどうか、そこら辺を具体的にひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) どういう対策をとるかというお話の前に、全体の見通しとして将来をどう考えているかということでございますが、私も今回の財政再計算に当たりまして、その人

数の推定というのはきわめて重要な要素でございますので、慎重にいま厚生省等とも相談いたしまして推定を行ったところでございます。現在、私どもどのようになつていまして、農業従事者自身が、また中核農家の数が減るという傾向にあることはこれは事実でございます。六十五年の見通しといたしましては、私も最大限八十万程度に減少してまいるのはないか、加入者が最大限努力いたしたとしても八十万程度になるのではないかと。そういうふうには推定いたしております。

そこで、そういうことを達成するためにも、どういふような加入勧誘の努力をなさすべきかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、新規の加入者が少ないのは、若い方の加入が見られないというところに一番大きな原因があるわけでございます。若い方がなかなか加入しないのはなぜかということになりますと、これは一般に若い人はいつまでも元気でいられるというふうな感じをお持ちで、なかなか将来の老後の年金というものを身近に感じない。さらにまた、将来の自分の進むべき道について、農業経営を将来やっていくのか、それとも何かほかの企業に就職するやうなことを考えるのか、必ずしも方向が決まっていけないというやうなこともあるわけでございます。それから、この農業者年金制度自体、かなり農業をやっている者にとつて有利な制度になつているわけでございますが、このことの中身が十分に承知されていないというやうなことも考えられるわけでございます。

そこで、そういう原因にそれぞれ即した対応を私ども考えていくべきだと思ひます。農業に魅力を感じられるやうな将来の規模拡大、生産性の高い農業を築き上げていくやうに努めるといふ基本的な努力をすると同時に、年金制度自体について、特に若い人を個別に対象にいたしました啓蒙、制度の熟知をお願いするやうな運動をしてその加入を進めていく。具体的には、この種の仕事をそれぞれ第一線において担当していただいております。

ところの市町村の職員、農業団体の職員あるいは農業委員会の方々、こういった方々に普及の方の仕事を担当していただく。そのためのパンフレットでありますとか、広報誌でありますとか、放送でありますとか、そういう手段をできるだけ駆使していくというのを努力してまいりたいというふうには思つておるわけでございます。

○山田譲君 もう十年もたつていまして、ですから、若し人たちがよく熟知していないということはやはりこれは問題であるし、十年間において一体何をしていたんだ、普及宣伝については余りやっていたなかつたということをお考えをいただきたいと思います。

それともう一つは、いま再計算のお話でまた出たわけですが、六十の中核農家の人口、つまり、大体それが加入者数になるかと思ひますけれども、それが八十万人というふうになりますと、将来の見通しとして、農水省としては当初目標が二百万人であつたものが八十万人に減つていくというやうなことを考えるを得ません。それは一体、非常に大きな目標違いになつてくるのじゃないかと思ひますけれども、さつきの八十万人という今度の財政再計算に当たつての基礎となつた加入者の数ですね、これは一体どういう根拠ですか。非常に少ないように思ひますけれどもね。

○政府委員(杉山克己君) 現在の年齢別の農業者の数あるいはさらに中核的な農家の農業者の数、さらにはいままでの各年の加入者数と脱退者数の推移、こういったものを基礎にいたしまして私ども年々の推移を算定したわけでございます。その結果、昭和六十五年においては先ほど申し上げましたとおおむね八十万人というふうに見込んだところでございます。

○山田譲君 だから、その根拠を教えてください。ということをおっしゃるわけですが、そうすると、二百万人というときはそういう計算はしなかつたわけですか、最初ね。

○政府委員(杉山克己君) 二百万人につきましては

も、当時としては当時の資料を前提にそういう推定を行ったというふうに承知いたしております。ただ、当時の農家人口なりあるいは中核農家の数、あるいはそういうものを志向する農家の数というのは今日とは事情を異にいたしておりました、兼業化もそれほどには進行していなかったというふうな事情もあつたわけでございます。一つはできるだけ努力して加入の層を広げたいというふうな意欲もあつたかと思いますが、それは必ずしもその後の現実の推移が実際のできなかったということを示しているわけでございます。それで、今回あるがままの事実、実際可能な状態というものを冷静に分析して誤りなきを期するため、当初とはかなり下がった目標になります、それを正確に出すべきだということにまいりましたところでございます。

○山田謙君 それは事情は変わつてゐると思ひますけれども、それにしてもわずか十年の間にそんなに大きな見込み違いがあるものかという感じがしてなりません。六十年と言へばもう五年後でありましてけれども、そうすると余り遠い話をして恐縮ですが、さらにそれから五年後あるいは五年後になつていきますと、その八十万というのとはつともつと減つていくというふうにお考えですか。それとも、八十万人が最後であつてそれ以上は減らないというふうに考えられるかどうか、そのところはどうか。

○政府委員(杉山克己君) これは年金というよりは、農政全体の動向として将来の担い手をどう見通すか、あるいはどの程度の水準にこれを持つていくかというふうなそういう政策的な意図も反映して決まる、あるいは推定される数値かと存じます。正直申し上げまして、そこら辺につきましてもはきわめてむずかしい種々の議論はございまして、一般的に言つて、八十万人が底というところではなくて、その先もなお、もちろん減少の傾向はだんだん鈍つていくわけでございますが、なお被保険者の数は減つていくものというふうには考えられません。

○山田謙君 そうしますと、農林水産省としては将来の農政全般を展望した場合に八十万くらいでいいのだというふうに考えられるかどうか。だから、これは八十万の数の数というのには単に加入者の問題ではなくして、やはり非常に中核農家というふうな今後の農政の担い手としては非常に重要な意味を持つ人々だと思ふのですけれども、そういう人たちが八十万人でいいかどうか、八十万人で足りるというふうに考えておられるかどうか、そのところはどんなものでしょうかね。

○政府委員(杉山克己君) 大変申しわけございませんが、将来の農政の担い手の数を幾らに置くべきかということについては、実は年金というよりは農政全体の問題から、全体的な見地からお答えしなくてはならないわけではございますが、率直に申し上げまして、私も構造改善局の立場から、これだけでなければならぬというふうな設定はいたしておらないところでございます。それは農業の将来の見通しの中でも、人数についてはまだ問題の存するところということで議論が尽き尽くされていくわけではございませんし、それから、先ほど来申し上げておりますところの六十五年の八十万というのとは、それでいいとか悪いということよりは、その時点には加入者あるいは被保険者の数はその水準になるというふうに見通した、一時期、一段階の数値でございまして、さらに本当の長い将来の先の農家人口、担い手をどう見通すかということとは、その農業全体の構成——当然その時点におきましても兼業農家、一種兼、二種兼というふうなものもございまして、それから、そういったもの全体のバランスを考えながら、さらに正確に、非常に重要な政策の対象となるわけではございますから、算定しなければいけないというふうな思つていくわけではございます。官房あるいは農林水産省全体としてこの点は検討して吟味していく問題というふうには心得ております。

○山田謙君 これは局長に聞いてもわかるかどうかかわらないのですが、私もちよつと忘れたのですが、例の農政の見通しです、審議会では出され

た。あそこ十年後のいろいろの展望、十年間の展望が書かれてゐるわけですが、あの中で大體中核農家の数というふうなものはどのくらいに考えておられるか、おわかりですか。

○政府委員(杉山克己君) ただいま申し上げましたような問題が種々ございまして、その議論が干し尽くされてない関係かと存じますが、人口については直接の見通しは出ておりません。

○山田謙君 そうすると、年金の加入者の数が直ちに農政に關係のある数というふうには言えないことはわかりますけれども、そうすると、あなた方は今後一生懸命加入者の獲得に努力をしていくと、いろんな宣伝をしていくのだというふうに言われましたけれども、それをやっても八十万くらいにしかならないであらう、こういうことですか。

いま局長から申し上げたように、加入者の減少ということはもうこれはやむを得ない趨勢ではないかと、こういうふうには考えられますので、しかればそういう弱点を補つてなおかつ農業を営む人に対する特別の配慮ということをやつてこそ、日本のような面積狭小の国においては、生産性の低い農業に従事するというふうなのはこれはなかなか容易なしわざじゃないわけでありまして、そういう配慮をしてこそ生産にいきなしてもらへるという配慮は、これはアメリカなんかと比べてやっぱり違うところではないかと、こう思つてやりますので、この年金におきましても、やはり基礎年金というふうなものをつくつて、その上に農業者年金の特別の措置を農業者の手によつて形づくつていくような方向に将来はやはり進んでいくべきものではないかなという感じを私は率直に申し上げて持つておる次第でございます。

○山田謙君 八十万人以上非常に少なく残念だし、それは自然にそうなつていくのだからしょうがないと言へばそれまでだけれども、せつかくこれだけの制度をつくつて、これは後でも聞きたいと思ひますけれども、相当の国のお金をつぎ込んでやつてゐる制度でございまして、それがわずかに日本全体で八十万という程度では私は非常に少ないのじゃないかというふうに思ひます。しかし、今後の努力によつて、幾ら努力してもそれが最高だというふうなお答えであるとするれば、私は一つの問題点として考えざるを得ないので、私も、この点、大臣どうですか。

○国務大臣(亀岡高次君) この年金制度全般を通じて、いろいろ問題になつてきておりますことは山田委員も御承知のとおりでございます。したがひまして、こういう農業者年金の精神は、これは私は農業の続く限りこの精神を忘れてはならない、こういう感じがいたすわけではございません。しかし、先進国の例、農業発展の過程、歴史的な経過等をたどつてまいりますと、やはり生産性の高い農業の方へどうしても進んでいってゐるのが現実でございますから、そういう意味において、

したがいまして、現行法によつて運営いたしております現時点におきましては、せつかくこういう制度があることすら知らない農業者経営者があるというのことは事実でございますので、これは農業会議あるいは農業諸団体の方々の協力も得まして、それからやはり婦人経営者等の問題、婦人の問題等も考慮しまして改善を図つていくというふうにしていかねばならない、こんなふうには考えております。

○山田謙君 先ほどもちよつと触れたわけでありましてけれども、とりわけこの加入者の年齢別の被保険者数というのを見ますと、極端に若い人たちが少ないわけですね。この表を見ましてもわかりませんが、二十歳から二十四歳までの人が日本全国でわずかに二百六十六人しかいない。これは全体の比率として〇・二％になつてゐるようでありましてけれども、それしかないわけではございません。全体の数字として、たとえば三十歳から三十九歳までの農民の数をみますと、これはおたくからいただいた資料によるわけですが、百九十五万六千人というふうな数になつております、これは三十

歳から三十九歳まで。それに対してわずか十一万人しか入っていない。もちろんこれは百九十五万六千人全部が対象になる人だと私は考えておりませんけれども、それにしても非常に加入の率が少ないんじゃないかという感じがしてなりません。それから五十歳から五十九歳までの数が全国で二百九十八万三千人いるようでありましてけれども、これについても、そのうちでわずか五十九万五千人しか被保険者になっていないというふうな数字を見ますときに、まだまだやはりこれについては努力が足りないんじゃないか。もっと周知徹底をすればもっと入る余地はあるんじゃないかというふうに考えられてならないわけでありまして、それからもう一つ問題点は、こういうふうになつていきますと、この数字から見ましてわかりますけれども、四十歳から四十四歳までというところだとたんに飛ぶわけですね。パーセンテージが多くなつていく。そうすると、まあそれはよく考えれば四十歳くらいになると老後のことをいろいろ考え始める、こういうことでとたんにパーセンテージが倍以上にはね上がるわけでありまして、それは逆に言いますと、保険数理から言つて一つの逆選択になつていきはしないかというのを考えるを得ません。そうすると、やっぱり保険的に見ていっても非常に大きな問題になるんじゃないかというふうに思いますけれども、この辺重ねてお伺いしたいと思います。これは局長で結構でございます。

○政府委員(杉山克己君) 確かに五十五年の農業センサスによつて見ますと、男子の農業従事者はかなり多いわけでございます。いま先生が御指摘になりました三十歳から三十九歳の階層では従事者全体百二十七万人、それに対して加入者が一割強の十一万そこそこという数字でございます。なぜこんな大きな差があるかということでございますが、これは一つは兼業の人がおつて、ほかのそれぞれの職場から厚生年金等に加入してこの加入資格がないという者もかなり含まれている。それから、経営規模が零細で加入要件を満たさな

い者もいるというふうなことがあろうかと思えます。それを引きまして、純粹に未加入者はどのくらいかということになりますと、先ほど来申し上げましたように、これはこの年代層だけではございませんが、全体を通じて約三十万人というふうな推定されているところでございます。そういうことで全体の農業従事者の数と加入者の数字の間にはかなり開きがあるわけでございます。

それからもう一つ、四十歳を境にして非常に加入率が差があるではないかということでございまして、これはこの年金の制度そのものが、保険料を二十年以上納めない受給資格が生じないというところがございます。そうしますと、四十歳以前に加入していただければ経営移譲年金が受け取れないということから、そこでぎりぎりの年齢ということと四十歳前後に――前後といいますが、直前に加入者がふえるということが一つあるわけでございます。そういうことでは確かに好ましくなくて、しかも早い時期から加入なさつていければそれだけ受給の額もふえてくるわけでございますから、できるだけ私どもはぎりぎり四十歳直前というところでなくて、その思い立ったそれぞれの年齢のときに、できるだけ若い時期に加入していただくようにということで加入促進を図つてまいりたいと考えております。

○山田議員 さつきもちょっと言われましたけれども、三十万人という数字ですね、これは当然入るべくして入つてもいいと思われるけれども入らない人が三十万人いると、こういう話ですが、それ以外の人はいまの数字の中で全部被保険者になり得ない、その資格のない人たちというふうな考へておられるのですか。

○政府委員(杉山克己君) そのように考へております。

○山田議員 そうですね、あと三十万人、まあ一生懸命努力してその三十万人をふやすと。片方じゃ今度、現在いる百万人のうちから、差し引き幾らになりますかね、五、六十万人は減るであろうということになりますかね、八十万人が将来の

見通しだということになりますと。

○政府委員(杉山克己君) 三十万人と申し上げましたのは、これは最近時点での数字でございます。しかし、年々新しく育つてくる若い人がおられる、それから一面、保険料納入を終わつて受給される、したがつて被保険者としての保険料を納める対象でなくなる人間も出てくる。要するに新規の加入と脱退がそれぞれあるということでございまして、そういう出入り入れがありますが、全体としては減つていく方が多い、新規加入が少ないということとで、現在時点では対象となる未加入者が三十万人おりましたも、今後逐次減つていって六十五年では八十万人くらいが努力しての目標として考えられると、こういうふうに申し上げているところでございます。

○山田議員 その次に進みたいと思ひますけれども、経営移譲ですね、経営移譲について見ますと、後継者移譲というのが九二・五％になつていて、そして第三者移譲がわずかに七・三％で、生産法人の持ち分譲渡というのが〇・二％というふうな内訳になつております。この傾向はこの制度が始まつて以来余り変わつていないんじゃないかと思ひますけれども、昨年の農地三法の改正におきましても、農地の流動化の促進というふうなことが主要なテーマであつて、この制度はやっぱりそういう一翼を担うという意味だと思ひますので、つまた現状をどう評価し位置づけていかれるか。つまり、第三者移譲がきわめて少なく、後継者移譲が九二％以上だということになりますと、そういう目的が達成されてないんじゃないかというふうに思ひます。それについてのお考えをまず聞きたいということ。それと、当初一体この比率をどの程度考へていたかということについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 規模拡大という場合、直接的に現在の面積をふやしていくという規模拡大と、ほうつておけば面積が減つてしまふ、これを防ぐという両様の面があると思ひます。日本の

農地面積、個々の農家の状況について見ますと、特に相続問題等もありまして、ほうつておけば細分化、零細化するという傾向があるわけでございます。その点、この年金制度に加入いたしました年金の受給は一括譲渡した場合でなければ受取れないということになりますので、現在お持ちになつていらっしゃる経営者は一括して後継者に譲渡するということが義務づけられるといひますか、この制度上強制されるわけでございます。その意味ではかなり細分化、零細化の防止に役立っている。いわば規模拡大の大前提とも言つてよいという条件づくりができていくということで、私は規模拡大に貢献しているというふうに思ひます。

それから、直接自分の後継者でなく第三者に譲渡すれば、それはそのままその分が面積がふえて規模拡大そのものになるわけでございます。それはわずかではあります若干実現し得ている。それは少ないではないかということでございまして、これは一つは、やはり一括譲渡という場合は面積もかなりまとまるというふうなこともあつて、資金的にもなかなかそういうたのめを手し得るというふうな階層がそうではないというふうな実態もあろうかと思ひます。あるいはまた一つは、日本の農家全体を通じて、自由に企業を他人に譲り渡すというふうな、そういう風習もないというふうに思われるわけでございます。

したがいまして、この経営移譲の比率につきましては、当初もやはり後継者への移譲の比率が現在程度に多いのではないかとこのように想定したと考へられます。

○山田議員 そうしますと、何か局長のお話を聞いてみると、この法律の目的はせいぜい細分化を防ぐ程度のものであるか、その程度の消極的な意味しか持っていないのかということになるのですけれども、その点はどうですかね。

○政府委員(杉山克己君) 細分化を防ぐということとその程度というのをどのように評価するかということにはなりますが、規模拡大のためにはきわ

めて大きな前提だろうというふうに思ふわけでございませう。

それから、加入者は、多くの場合かなりの面積を持つてゐるところの専業農家でございませう。それから、そういう専業農家が、単に細分化防止だけでなく規模拡大についてはどうかということになりますと、この制度だけではなくて、まさに農用地利用増進法とかほかの各種の規模拡大施策、こういうものとかあわせて総合的な効果を発揮させるように進めていくべきだということに思ふわけでございませう。この制度は主として確かに細分化防止ということに大きな働き、機能を持つてゐるところでございませう。

○山田譲君 法律の目的として、農業経営の近代化及び農地保有の合理化、これに寄与すると、こゝう言つてゐるわけですが、そうすると、局長のお話によると、この農地保有の合理化というのは、現在持つてゐる土地をこれ以上細分化させないといふことを言つてゐるのだと、こゝういふことになりませうか。

○政府委員(杉山克己君) 合理化の内容はいろいろの意味は広いと思いますが、この制度で意図してゐる一番の大きな目標はおっしゃるとおりでございませう。

○山田譲君 私は必ずしもそういうふうに理解してゐなくて、この法律によつて多少でも規模拡大に役立たせるといふふうなことが思つたわけでありませうけれども、どうも局長のお話によるとうじやなくて、細分化を防ぐのだといふふうな非常に消極的な意味しかこの制度は考へてゐなかつた、こゝういふことになるわけで、私としてはどうもその点じゃ納得できない。やはりもつともつとこの法律をうまく活用していくことによつてこの規模拡大に役立たせていくことがなければ法律としてさびしいのじやないかという感じがしてゐる。しかし、これはこの程度にしておいて先に進みたいと思ひます。

次に、農地の売買業務とか融資業務といふふうなことをやつてゐますね。そしてこれの資金配分

というのは一体どういふふうに決められてゐるかといふことをまず聞きたいと思ひます。

それからもう一つついでに、それらの業務の運用方針、これはまずどうなつてゐるかといふことを局長からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金基金の財務及び会計に関する省令というのがございませう。これによりまして、年金勘定の資産の構成割合といふことで、運用の方針について規制といひますが、基本方針が決められてゐるわけでございませう。その省令の第五条でございませう。これによりまして、「農業者年金基金法第十九条第二号に規定する農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務に対する貸付金の額」と、間は省略いたしますが、これらの「売渡しに係る業務に対する貸付金の額の合計が年金勘定の資産の総額の百分の二十に相当する額をこえないようにしなければならぬ」、要するに、その年金勘定の資産の総額の百分の二十までをその目的に運用できると、こゝういふのが基本方針になつてゐます。

現在、そういう資金をどの程度売買融資に充當してゐるかといふことでございませうが、これは五十六年度予算におきましては農地の買入れのための資金枠を九億四千万、それから農地等取得資金の融資枠を四十五億四千万といふことにいたしてあります。五十四年度末までの累計の実績を申し上げますと、買入れで六十四億四千万、融資で二百三十三億四千万といふことになります。今後ともこの額の配分につきましては所要額を見てまいりたいといふことで進めてまいりたいと思ひます。

○山田譲君 そうしますと、この資料を見ましても、その辺がわかるのですが、売買と貸付業務といふのはどちらも非常に活用が低調じやないかといふことが考へられてゐるやうに思ひます。特にまた、この金を貸し付ける場合も金利三分五厘ですか、それは間違ひないですね。こゝういふふうに非常に低利であるにもかかわらず、意外にその活用がなされてゐない。この辺の理由はどういふことだとお考へですか。

○政府委員(杉山克己君) 需要があればそれにできるだけおこたえしていくことで考へてゐるわけでございませう。

それから金利は、これは非常に優遇されておられて、三厘といふことで、ほかに類を見ない非常に有利な資金なわけでございませう。ただ、それでも借り手がそれほど多くないのはなぜかといふことでございませうが、一つはやはりこの経営移譲、第三者移譲といふようなケースが先ほど出ておりましたようにそれほど多くない。それからまた、やはり農地の取得といふのは、金は借りられても借りる金は返さなくては行かないといふようなことと、特にまとまつた売買になりますといふこと、そういう償還の負担も大変であるといふようなことから、なかなかさう、制度はあつても必ずしも十分には活用されないといふ点もあつるかと思ひます。できるだけこゝういふ制度があるといふことを十分承知していただいて、活用をお願いしてまいりたいといふふうに考へておられます。

○山田譲君 地域別にこの売買の状況といふものはわかりませうか。

○政府委員(杉山克己君) 各県別の詳細なものはございませうが、全体の動向として申し上げますと、五十四年度末までの農地の買入れ総面積は四千二百四十三ヘクタール、それから売り渡した面積は四千九百四十四ヘクタール。そしてその内容は北海道がきつめて大きくございませう。きつめて大きいといふよりほとんどございませう。それから一方融資の五十四年度末の状況は全国で九千六百三三ヘクタール。累計の金額で言いますと二百三十三億四千万。このうち北海道が八千六百四十四ヘクタール、金額で百五十七億四千万。それから九州が二百九十二ヘクタール、金額で十九億四千万。それからそのほかの地域が全部合せて六百九十七ヘクタール、五十七億四千万といふことで、やはり北海道が、売買、さういふ農地の流動化が一番進んでゐるといふか、盛んであるといふことがこゝういふ面から見られるわけでございませう。

○山田譲君 そうすると、やはりこれは実際に活用されてゐるのは主として北海道あるいは九州といふふうなところであると、こゝういふことになりませうか。

それともう一つ聞きたいのは、その土地を買いますね、それを基金が買うと、その買った土地を欲しい人に売るのではありませんか、この数字で見ると全部売れてゐると思ひないのですけれども、そうするとその土地は基金が持つてゐるといふことになるわけですか。

○政府委員(杉山克己君) 買った土地は、基金はそれは売るといふことを目的にして買つてゐるわけでございませう。加入者相手にさういふ業務を行うわけでございませうが、ときに長い間持ち越すといふようなこともあり得るわけでございませう。ただ、いままでの実績を見ますといふと、買った面積と売った面積、この間の差は比較的少なくて、持ち越しはそれほど多くないといふままのところは言えると思ふわけでございませう。

それから余分でございませうが、北海道が非常に多いといふことを先ほど申し上げましたが、理由について若干申し上げますと、やはり北海道はそのほかの一般都府県と違ひまして、農業経営に企業的なマインドといひますが、さういふ考え方がかなりある。そして農家等の自己資金だけでは対応できない場合、思い切つて相当額の借り入れを行つて大面積の農地の取得が行われてゐる。それから離脱する方も、そつくりそのまま譲渡してほかへ出ていくといふようなことがある程度出てゐる。その点はアメリカ型とまでは申しませんが、従来の日本の一般の農家のビヘービアとはかなり違つた点も一部見られるわけでございませう。

○山田譲君 そうしますと、やっぱり北海道においてはやはり第三者移譲といふふうなものも多いいといふふうに言えますか。

○政府委員(杉山克己君) そのとおりでございませう。北海道が一番大きいと思ひます。

○山田譲君 次に、いわゆる積立金でございませうけれども、これは現在幾らになつてゐるかといふこととその運用状況。これは、運用といふのはあ

れですか、いまの農地の売買と貸し付けだけですか。何かほかに考えておられるかどうか。つまり私が言いたいのは、その積立金が農村に対して完全に還元が十分なされているかどうか、こういう問題認識でございませう。

それとも一つ、いわゆるそういった被保険者のための何か厚生施設的なものを建てるというふうなことは考えておられるかどうか、この辺を伺いたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 積立金の運用につきましては、先ほど不動産の買い取りなりあるいは貸し付けということの限度二〇%以内ということを申し上げましたが、そのほかに、やはり先ほど申し上げました省令で、たとえば現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券、こういったものに対する配分であるとか、それからそれ以外それぞれ項目が幾つか挙げられておまして、その間の配分についての限度を設定いたしているわけでございます。

そういうふうな基準をもとにいたしまして、運用がどのように行われているかということでございますが、やはりこれは貴重な加入者のお金をお預かりしているわけでございますから、安全でかつ効率的に運用するということが第一でございます。それから、被保険者に還元してこれを運用する、被保険者に対する還元の一つの大きな形として、先ほど申し上げました農地の売買あるいは取得資金に対する融資ということがあるわけでございます。昭和五十四年度末現在の積立金総額を見てみますと約三千六百五十五億円、その運用の内訳は、この時点におきまして農地の売買、農地取得資金融資として二百七十八億円、それから農林債券等の有価証券の購入は二千七百六十一億円、これはまあ直接還元しているわけではございませんが、農林中金という金融機関の性格からして、これも大部分が農業関係に還元されているというふうに理解いたしております。それから、一般の貸付信託等として六百十六億円、こういう資金配分になっております。

それから、お尋ねの第二点の福祉施設を何かこれから考えていくのかということでございますが、福祉事業は、何といつても長期の資金の固定化ということが心配になるわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、この年金の財政事情、たとえば加入者が大幅に減ったとか、それにもかかわらず経営移譲率の方は当初予想よりきわめて高いとか、財政的に見て種々問題を含んでいるわけでございます。そこで、現在までのところ特段にそういう福祉事業を大きく実行するというような構想は出てまいっておりません。ただ、農業者年金の積立金も現在のところ相当の額に及んでおりますし、一部の期待もかなりあるということでございますので、今後、いま申し上げましたような資金の状況も考えながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○山田議員 せっかくの積立金、相当の金額があるわけでありましても、実際にそれが活用されているのは、売買なり貸し付けの問題にしても主として北海道と九州の一部でしかないということになりますと、やはりもっとほかの地域でもせっかくのこの活用を考えていいのじゃないか。そうしませんが、先ほど来言われておりますように、この年金制度そのものが非常に有利な制度ではあるのだけれども、やはり被保険者になっていればこういうことがあるのだというふうなことで、一つの魅力を持たせる手段にもなると思うんです。そういうことで、福祉施設についてはいまのお話でわかりましたけれども、そうでない方法をもっともつと被保険者に教えてやって、そして、被保険者になっていけばこういうふうなことがあるのだというふうなことを徹底するようにしたらどうかというふうに思うのですけれども、その点いかがなものでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) お尋ねの御趣旨、私ももつとも存じます。そのとおり努力してまいりたいと考えております。

○山田議員 それでは次に行きたいと思っておりますが、離農給付金というのがありますね。これは昨年この制度改正が行われたようでございますけれども、この運営の状況がどうなっているかというところをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 五十五年度末までにおきますところの離農給付金の支給状況は約二万八千二百件、金額にして二百十二億五千七百円というふうになっております。

その内訳をいたしまして、五十五年五月十五日までの旧制度によるものが大部分、二万八千件、二百一十一億一千百万円ということになります。同年の五月十六日以降の新制度に基づく分は、現在までのところ二百件、一億四千六百万円ということになっております。

それから、これを支給の地域別に見てまいりますと、北海道が三〇・八%、九州、この場合沖縄を含んでおりますが、三五・三%、それから東北が一三・三%、北陸一〇・七%、中・四国が八・〇%ということになっております。そのほかの関東、東海、近畿、これらの地域は低くて、合わせて一・九%というふうな状況でございます。

○山田議員 北海道において特に離農給付金が多く出されているということ、件数も当然多いと思うんですけれども、それは一体どういうふうな考えでおられるわけですか。

○政府委員(杉山克己君) この離農給付金は、年金制度に加入したいけれども、すでにかなりの年齢に達しているためにこれには乗れない、しかし農業をかなりやっていて、その農業を引退するときには何かやはりそういう自分たちにも、経営移譲年金とは言わないけれども、それに類する手当てがしてもらえないかという御要望を受けてできた仕組みでございます。そういったしますと、やはりこの支給も、一般的な経営移譲年金の動向と相照応する性格のものであらうかと思っております。

その点、先ほど申し上げましたように、北海道では経営移譲の実績が多い、次いで九州が多いということが、そのまま経営移譲年金と並行して離農給付金の面にもあらわれているというふうに考えられます。その他の都府県では、要するに離農

も少ないということになろうかと思うわけでございます。

【委員長退席、理事坂元親男君着席】

○山田議員 そうすると、いまのいろんなお話を伺うと、北海道においてはやはり経営規模はかなり大きくなっているというふうな考えざるを得ないのですけれども、それは事実ですか。

○政府委員(杉山克己君) 北海道は一般的に言ってもその経営規模も大きいうございます。それから、この措置によって経営規模の拡大が行われる場合、それは一般の場合よりもまたさらに一段と相当大きな水準になっているというふうに私も受けとめております。

数字については、北海道では取得前とその調査時で比較いたしますと、一戸当たり平均が九・九七ヘクタールであったものが十三・三八ヘクタールということ、三割五分ぐらいいふるような状況になっております。それから東日本では一・七八ヘクタールから二・三一ヘクタールに、それから西日本では一・四四ヘクタールから二・〇三ヘクタールにと、それぞれ増加いたしておるわけでございます。

なお、これは全体ということではなくて、離農給付金の受給者から農地等取得した農家、調査対象戸数五百五十二戸、これについて見た一戸当たりの四十八年当時と比較した調査時との対比の数字でございます。

○山田議員 そうしますと、これはそちらに聞いても無理かと思うのですけれども、この離農した人たちは一体どういうふうなことになるか。どこかでいわゆる雇用労働者か何かになっているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 離農した人の追跡調査を完全に行うことはむずかしいのでございませうが、まあいろいろ承知しているところでは、やはり本来の兼業といいますが、その言い方はちよっとおかしいございませうが、企業なり会社あるいは役所、学校等に奉職している人が、そちらに専念するということが農業をやらなくなるという形

が一番多いのではないかというふうに思われるわけでございます。

○山田議員 それはやはりそうするといわゆる兼業農家の人たちが大部分である、こういうふうにお考えですか。

○政府委員(杉山克己君) 兼業農家が大部分でございますが、ちよつと肝心なことを一つ言い落としておりましたので、その点を補足しますが、もちろん引き続き事業なり活動を行う方は、そういういま申し上げましたような兼業の社会に専念するといふことがあるわけでございますけれども、むしろ高齢の方で引退するといふ方の方が主力でございます。そして、残る方では、いま申し上げましたような兼業の社会に戻っていくという人もおられる、こういう状況でございます。

○山田議員 それでは離農給付金の問題でも一つ、今回引き上げが行われなかったわけですね、これはどういふ事情ですか。

○政府委員(杉山克己君) 離農給付金も、当初設けられましたときの性格とそれから昨年改正が行われましたときには、若干その意味合いを異にしている点があるわけでございます。旧制度の離農給付金につきましては、制度創設時の年齢制限そのほかの事情によつて農業者年金に加入できなかった者に対する救済措置としての性格があったわけでございます。

(理事坂元親男君退席、委員長着席)

そして、経営移譲年金の国庫補助見合い分、それに相当するくらいものを何か手当てしてもらえないだろうかというふうなお話もあつて、そういう考え方からその水準も見てまいつたというふうなことがあるわけでございます。そして、年金額の物価スライド改定と並行してその改定も行つてきたわけでございます。

ただ、現在の離農給付金制度は、これは先ほど来申し上げておりますように、安定兼業農家等の農地、あるいは農地等を専業的な農家に集積させるといふことをねらいとしているわけでございます。その額は全く別途の観点から、むしろ離農

者が農業を離れるとき一般的にどのくらいの損をするであろうか。要するに残っている農業関係の資産、これを処分する場合、その本来的な投資の価格を満度には回収できなくて損を発生する、差額が出る、この分を補てんする必要があるので、じやないかということ、離農に對してのそういう相当額を償ふという思想で設けられたわけでございます。したがつて、老後を保障するといふ意味合いはなくなつておりますので、私ども今回物価の上昇に合わせて額を引き上げていくというような措置あるいは財政再計算においてこれを改定するといふ措置はとらなかつたところでござい

○山田議員 そうすると、離農者の農地が中核的農家の経営規模の拡大に役立っている、農業構造の改善に十分役立っているといふふうな考えられるのは、やっぱり主として北海道とかさつき言われたようなところであつて、その他のところはそもそも離農者の絶対数そのものが少ないといふせいもあるでしょうけれども、そういう意味では余り役に立っていない、こつと言ふことはできませんか。

○政府委員(杉山克己君) 離農給付金はこの制度の一部の姿でございます。この農業者年金制度全体として最もよく利用されている、効果を發揮しているのは、先ほど来申し上げておりますように、北海道であるといふことはこれはもう事実でございます。それに次いで九州、それ以外の県は全くないといふようなことではなくて、それなりに何がしかの利用は行われている。しかし、いま申し上げました北海道、九州に比べればかなり低い、こういう実情でございます。それぞれ地域の実態というものがあつて、恐らく低いところにはもつと実態的にそういうものを促進してしるべき実態があるのではないかと、そういうことについてPR、指導そのほかもつと努力すべきではないかといふ御指摘を含むものと存じますので、私どももそういう点は今後努力していく必要もあらうといふふうに考えます。

○山田議員 次に、給付の引き上げについて伺いたいのですけれども、経営移譲年金が三千二百八十九円を三千五百七十五円にする、あるいは農業者高齢年金が八百二十二円を八百九十五円にしたといふふうなことでこれは上がつていくわけですね。一時金もそれ相応に上がつていくわけですが、これも、この上げた根拠ですね、それを伺いたしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 今回の財政再計算は五十七年一月基準で行つたものでございまして、上がった内容につきましては、それぞれ法案の中あるいは関係資料でお示ししているところでござい

ます。なぜそういう数値になつたかということでございますが、まず給付水準につきましては、これは農業所得を今日の実態から見るとどういふふうな推計するか、それをベースにいたしまして厚生年金とのバランスを考へてどのような水準で設定するかといふことでございまして、農業所得の推計につきましては、これは農家経済調査の当然加入規模、都府県は〇・五ヘクタール、北海道は二・〇ヘクタールといふことになつておりますが、それ以上の農家の農業所得、これを年金加入農家の規模別加入者数によつて加重平均する、年金加入農家の方が一般的に規模は大ききうございまして、その数によつて加重平均する。そして、各年の平均農家所得を基礎に、回帰式、将来の――将来のといひますか、動向を推定する各種の算式がござい

ますが、これは半対数回帰式とか直線回帰式とかありますが、それらの四十六年、五十四年のデータをとつて、回帰式によつて推計をいたしたわけでございます。

給付水準につきましては、以上申し上げましたような根拠によつて、それからさらに厚生年金とのバランスを考へてこの給付単価を決定いたしました。決定いたしましたといひますが、算定いたしましたところでござい

○山田議員 経営移譲年金の三千二百八十九円が三千五百七十五円になつた、パーセンテージにし

ますと八・七%になるわけですね。老齢年金について言えばこれは八・九%ということですが、この八・七%なり八・九%のアップ率といふのはいま言つたような計算で出されたのか。それとも、一般の雇用労働者のベースアップといふふうなものを勘案してなされたかと、こういうことなんですか。

○政府委員(杉山克己君) もちろん、全体的な経済の動向として一般の物価なり賃金の上昇といふものが反映するといふことは当然でございます。その反映のさせ方といひますが、いわゆる財政再計算、今日時点での適当な給付水準はといふことで農家の所得を推計して、それをベースにして、いま申し上げましたような算式によつて――根拠としてはやはりきちんとした計算が必要でござい

ますから、算式によつて算定したものでござい

○山田議員 経営移譲年金は八・七%で老齢年金が八・九%になつて、わずか〇・二%ほどの違いですけれども、この違いは一体どういふことですか。

○政府委員(杉山克己君) これは経営移譲年金と老齢年金は当然同率であるべきなんです。経営移譲年金は、といひますより、老齢年金は経営移譲年金の四分の一といふことでのバランスが保たれております。端数計算上五円という単位で処理いたしましたので、その結果、率としては末端の数字でもつて算出をしたといふことで、実質は全く同じでございます。

○山田議員 脱退一時金あるいは死亡一時金の計算はどうなんですか。

○政府委員(杉山克己君) これはその都度毎年といふことでなく、その点は、移譲年金にあるいは老齢年金の給付の場合と異なつた扱いをしておつたわけでございます。今回は、五十一年に比べてこの五年間の格差を是正するといふことで、一・三七五倍といふことに引き上げておるわけでございます。これは、実質的に年金額の引き上げ率とバランスをとつた同率の引き上げを、五年間の

分をまとめて行つたということになるわけでございます。

○山田議員 そうですと、一時金については五十七年に対して一・三七五倍にしてあるということですが、これは五年間分を一挙に上げたということとですか。

○政府委員(杉山克己君) これは一時金の性格を御説明する必要があるかと存じますが、やはり農業者年金制度が当然加入の制度になっているというふうなことで、それから、ほかの年金との通算制度が設けられていないというふうな事情があるわけでございまして、一定期間保険料を納付した者の年金受給にこれが結びつかない、掛け損になる者も発生するということから、これを救済する措置として一時金の給付を行うことにしたわけでございます。

その額につきましては、御指摘のとおり、四十九年改正で引き上げて以来据え置いたわけでございまして、その後の財政再計算それから物価上昇、こういったことに伴って保険料が改定されてきたために、相対的に見れば水準がかなり低下したというふうなことで、それからまた、今後の保険料が段階的に引き上げられていくであろうというふうなことも考えて引き上げを行うことにしたわけでございます。

○山田議員 制度の改善で、法律事項についてはいま大体わかりましたけれども、その他政令なりあるいは省令でもって制度を改善しようとしておられるところがあると思えますけれども、その内容をちょっと教えてください。

○政府委員(杉山克己君) まず、特定後継者についての加入の要件緩和ということを考えております。これは時期的には五十七年一月からということとで考えておるわけでございますが、現在保険料が割り引きされる後継者につきましては、各種の要件といいますが、制約があるわけでございまして、そのうち、割り引きされる後継者、親が農業者年金に加入していなければ割り引は受けれないという要件が一つあるわけでございまして、これ

はどうも実態からすると適當ではないのではないかと御意見もございまして、それから、加入促進を図るという観点からこの要件を外して、親が加入してなくても、つまり、親はもう完全に兼業化して農業を行つていて、しかし、後継者が本当に農業をやりたいというのなら、親の加入要件を要件にしないで加入を認めたいというふうなことを認めたいというふうなことが一つあるわけでございまして、これが政・省令によつて改正を行うことの重点の一つでございまして。

○山田議員 政令ですか、省令ですか、どちらですか。

○政府委員(杉山克己君) これは政令でございまして、それから、経営移譲年金の支給停止要件の緩和でございまして、現在、経営移譲は、本来所有権の移転が望ましいのでございまして、それがなかなかむずかしいということで、使用収益権の設定つまり、子供に貸すというふうな形で移譲する場合も対象として認めております。しかし、これは運用いかんによつては非常にルーズになるということで、かなり厳しい支給停止要件というものをつけているわけでございまして、つまり、要件を満たさなくなった場合は年金の支給を停止するということにしているわけでございまして、ただ、要件を満たさなくなる場合でも、つとてな事情があるとき、具体的に申し上げますと、経営が移譲された農地、これをほかへ転用したり貸し付けたり交換した場合は年金の受給資格を失うということにしておりますけれども、ただ、ほかへ転用するといつても、自分が行う農地としてではなく農業用施設用地として使うような場合、つまり畜舎を建てたい、鶏舎を建てたいということとたんばをそういう形に変換したような場合とか、それから、そこは手放すけれども、かわりにそれと同等の、もつと便利な、あるいはもつと大きな、規模拡大のために必要な農地を取得するというのなら、もとの農地は手放しても実体の経営としては

拡大するのなら、あるいは縮小を見ないなら、それは差し支えないじゃないか、そういう転用なり買いかえ、交換の場合について特例的に支給停止はしないというふうなことにするとということにしております。いわば、実態に即して、そういう同情すべき事情の場合にはこれを配慮するというふうにいたしたいと考えております。

○山田議員 それも政令ですか。

○政府委員(杉山克己君) 根拠は政令でございまして、細かい手続等もありますので、省令と重なつてこの措置が行われることになりました。

○山田議員 次に、先ほど来お話がありました財政再計算の問題をもう少し具体的に聞かせたいと思つております。

○政府委員(杉山克己君) 今回の財政再計算におきましては、まず、給付水準、これは年金額、一時金と両方あるわけでございまして、前回に比べて一・三七五倍の引き上げを見込んでおります。それから経営移譲率の実績、これは前回の見込みに比べて、非常に重大な変更でございまして、約二倍の約八〇%を見込んでおります。それから農業者の平均余命、何歳まで生きられるかという点の平均余命、それから年金受給期間、これを延長いたしております。数字で申し上げますと、七十五歳から七十七歳ということ。それから加入者の数が前回の見込みを下回つた等の要因によりまして、この下回つた内容につきましては先ほど来お尋ねがあつたところでございまして、こういう以上幾つか申し上げましたような要因が重なりまして、平準保険料、つまりそういう条件のもとで給付を実現するために必要な保険料その水準は八千五百六十七円というふうな算定いたされたわけでございまして、これは現行保険料額の四千六百六十円に比べれば約二倍というふうな高いものになるわけでございまして、したがって、保険計算上は上げなければならぬ水準ではございまして、こういう急激な大幅な引き上げは農家の負担の増大、きわめて大きな影響を及ぼしますので、今回の法改正におきましては、初年度の五十

七年は五千百円に、これは二・六%ということになります。引き上げて、以後毎年四百円ずつ段階的に引き上げるといふことになっております。そして五十七年以後五年間の保険料を定めたというものが財政再計算の主要項目の内容となつております。

○山田議員 農業所得は幾らぐらいに推計されているのですか。

○政府委員(杉山克己君) 農業所得は、四十六年度から五十四年度までの推移を見ますと、年間の一々の数字は省略いたしますが、たとえば、四十六年度は七十五万五千円、五十四年度は百八十九万九千円ということとで逐次上がつてまいっているわけでございまして。

これらの所得を基礎にいたしまして五十五年度の農業所得を推計いたしますと、推計の方式によつて若干の幅は生じますが、百八十七万八千円から二百九万五千円の間におさまるといふふうに見られるわけでございまして。そこで、この幅の中で農業所得を前提にするという算定を行つたところでございまして。

○山田議員 試みに厚生年金について見ますと、三十年加入のモデル計算をしてみますと十二万九千五百二十四円になります。同じくこの年金で計算した経営移譲年金を見ますと、三十年加入で今度の改定によりまして十萬七千二百五十円になる、こういう計算になる。これは間違つていたら指摘していただいて結構でありますけれども、そうしますと、厚生年金とこの年金との差額が、これは即、勤労所得と農業所得の差というふうな考へていいものかどうかということが一つと、それから、今後この差が拡大するおそれはあるのかないかということについて局長のお考えをお聞きしたいと思つております。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金の給付水準の算定に当たりましては、厚生年金並みの水準といふことをその目標にいたしているわけでございまして。農業者がその平均的な農業所得をもつて厚生年金に加入したならば一体幾らの年金が得られ

るであらうかということ、厚生年金の算定式の例に当てはめて算定して、その水準を確保するということになるわけでございます。したがって三十一年加入者のモデル計算の場合、農業者年金の年金額は厚生年金のそれを若干下回るといふ結果になっておりますが、これは農業者年金加入者の平均農業所得と厚生年金加入者の標準報酬月額とに差があることによるものでございます。その意味では、お尋ねのまさに農業者の所得と勤労者の所得との格差ということになるわけでございますが、ただ、この場合、農業者年金加入者の農業所得、それから厚生年金加入者の標準報酬月額というものの格差であるわけでございます。

それからこの格差が将来拡大するかどうかということにつきましては、私もむしろ農政の目標としてこの格差を埋める、勤労者並みの所得水準を確保したいということを考えているわけでございます。ただ、現実には近づいた時期もありましかれども、最近若干引き離されているというふうな実態もあるわけでございます。むしろ問題であるというふうに考えますが、私も問題として農業構造の改善、要するに規模拡大を行って生産性を向上していく、あわせて生産対策も充実していくというふうなことで、農業所得の増大、確保に努めてまいりたいと考えております。

○山田議員 ついでも恐縮ですけれども、いろいろな意見として、年金について定額制をやめて所得比例方式を導入したらどうかというふうな意見も一部にあるわけでありましかれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 所得比例方式をとるということについては、理屈の上の問題もございまして、率直に申し上げまして、実務の上でどういふこれは実現したいというふうな難点が種々あるわけでございます。それは一つは、一戸一戸の一人一人の農業、農業者の所得を具体的にどうやって把握するか、それから、そういうふうに飯によほどの調査を行って把握しても、その階層区

分はどうやって仕切つたらいのか、その指標なり基準の取り方、さらには被保険者の階層間移動、要するに所得がふえたり減つたりする、そういう場合の取り扱いをどうするのか、それからこういうことを実際問題として技術的にやれないということ、仮にやつた場合には農村社会に一つの違和感、所得によつて年金まで格差をつけるのかというふうな一つの釈然としない摩擦を生ずるのではないかと、そういう問題が種々あると思ひます。したがって、私も現時点ではこの方式は一部の御意見としてはあつても、取り入れることは困難であると考えております。

○山田議員 その次に老齢年金でありますけれども、これについても、先ほどのお話のとおり大体経営移譲年金の引き上げに見合う——ちよつと多くなったというお話ですが、八・九%の引き上げをしたわけでございます。金額にして経営移譲年金よりも老齢年金の方が低いということは、これは制度の性格上ある程度やむを得ないというふうにも考えられますけれども、老齢年金の金額をさらに高くする。附帯決議でも何回か言っているようにありますけれども、こういうお考えは今後の問題としてあるかないかということ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 老齢年金も、いま先生も御指摘になりましたように、経営移譲年金を引き上げる場合、これに伴つて引き上げを行つてきたわけで、その間のつり合ひはとれていふと思ひます。ただ、経営移譲年金を受け取れない方の立場から、老齢年金自体を引き上げられないかという御要請もあることは承知いたしております。ただ、老齢年金というのは、農政の立場、この年金の政策的な意味からいいますと、うと、本制度の農政上の政策的な意味というものは比較的薄いというふうな考えられること、それから老齢年金は終身年金、存命を限りこれが受けられるということになります、だんだん平均年齢も長くなるというふうなことで総体の給付額

がふくらんでくる。そうなりますと、正直これは保険料にはね返る。そういう直接的な影響というふうなことも考えますという、なかなかこれはその水準を経営移譲年金スライド以上に上げるということでは困難ではないかというふうな思ひわけでございます。

○山田議員 この法律の目的、ねらいとするとところが、先ほど来お話ししてきましたようないわゆる農業経営の近代化と農地保有の合理化というふうな一つの柱と、もう一つは国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定を図ると、こういうことも一つの柱としてあるわけでありまして、ひとつこの点についてはどうかを優先させるということじゃなくて、老齢者の方についてうふに要望をしておきます。これはすでに附帯決議でも何回か言っているところでありまして、十分御承知だと思ひます。

それからその次に、先ほど平準保険料のお話がありました。平準保険料が月額八千五百六十七円。これは間違いのないですね。こういう平準保険料が計算の結果出てきている。ところが、これに對しまして五千五百円の保険料、これは一月から十二月までは五千五百円。それから以後毎年四百円ずつ引き上げると、こういうことになっておりますけれども、いざにしても八千五百六十七円の平準保険料よりはるかに低いわけでございます。こういう数字の關係から見ますと、どう考へてもやはりこの基金、年金は完全積立方式とは言えないのじゃないかというふうな思ひざるを得ません。従来政府は、この年金については完全積立方式だといふことを言つていたやうですけれども、もうすでに厚生年金なり国民年金も修正積立方式に移行している。そうしますと、この平準保険料と今度の保険料との關係から見ますと、この年金につきましても、やはりこれは政府が従来言つていたのとは違つて、一種の修正積立方式に移行したといふふうに考えざるを得ないですけれども、この点はいかがなものでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金につきましては、比較的ほかの年金に比べて後から発足したという事情もございまして、それからその仕組みが特殊なものであつて、たとえば被保険者の年齢構成がほかの年金に比べ高齢に偏つていふというふうなことも種々ございまして、完全積立方式を当初来とつてまいつたところでございます。そういう考え方のもとに保険料の算定等も行つてまいつたわけでございますが、先ほど来種々お尋ねがあり、またお答え申し上げましたように、加入者数なりあるいは経営移譲率なり、かなり当初の予定とは、財政的には悪い方向に実績あるいは動向が動いておるといふようなことで、今回の財政再計算におきましては、確かに完全積立方式に必要な平準保険料というものの設定はできないということ、経過的な保険料水準を設定することにしたわけでございます。こういうことになりましたと、いまのお尋ねのように、もはや完全積立方式とは言えないということは事実として出てまいつたわけでございます。しかしながら、これらの問題点、今後さらに五年ごとの財政再計算もあるわけでございますので、各般にわたつて十分検討して、できるだけ財政の健全化を図つてまいりたいと考えております。

○山田議員 これは最後にひとつ大臣に伺ひたいと思つておりますのでつておきますけれども、今後とも非常に大きな問題ではないかという感じがしてなりません。そこで、別な面からちよつと伺ひたいんですが、今度の引き上げによりまして、農業者年金の方が五千五百円、それから国民年金の方が四千八百五十円というふうな、両方合わせると相当な金額になります。農家にとつてもかなりの負担じゃないかと思ふのですけれども、農家の負担能力という点から、この点をどう考へていらつしやるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 今回の保険料の改定の結果、五十七年一月から、農業者年金とそれから国民年金はそれぞれ一人一人払われるわけござ

います。夫婦二人で加入していらつしやるという事で計算いたしますと、合わせた保険料の額は月一万四千五百円ということになります。この水準は、農家にとつて決して楽な負担ということとは言えないと思ひますけれども、先ほど来申し上げておりますように、平準保険料、本来計算上取つてしかるべき保険料は急激に大幅な引き上げになるから、これを調整するという事で、五十七年一月以降の農業者年金の保険料を設定することとしておるわけでございますので、それからまた給付の充実というふうなことを考えますと、この程度の御負担はお願いしたい。最近における農家所得の状況、それから他の厚生年金等におきましますところの負担の状況といったようなことからしても、何とかお願いできるのではないかとこのように考えております。

○山田議員 保険料の引き上げ率について言いますと、これは二・六％というふうな事になっておりまして、これは給付の引き上げ率八・七％あるいは八・九％の方に比較しますと非常に率が高いいわけですね。これは、先ほどの話じやないけれども、今後ともこの保険料の引き上げ率もますます高くなっていくというふうな考えざるを得ないんです。ですから、やっぱりこの辺は、相当農家の所得が上がったというものの大きな負担になる。そしてまた、さっきの話じやないけれども、被保険者の数が増えます減っていくというふうなことになる。これはえらいことになるのじやないかという感じがしてなりません。その辺どうお考えでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 確かに種々むずかしい将来の財政上の問題を含んでいるわけでございまして、ただ、今回の再計算におきましては、保険料につきましては今後の年々の物価スライドは別にいたしまして、五年間にわたり、当初の五千五百円、これを以後毎年四百円ずつ引き上げていくということで、具体的に示しているわけでござい

それから、五年たったその後はどうなるのかという事でございまして、これは保険料だけではなく、やはり財政再計算という事で、給付の水準なり、あるいはそのほか財政運営全体の問題、総合的に検討するということになると思ひわけでございまして、できるだけ農家負担に大幅な引き上げが生ずることのないよう今後とも努力してまいりたいと思ひます。

○山田議員 これは非常に大きな問題で、いま言いましたように、給付の方は八・七％だけれども、保険料の方が二・六％というふうな膨大なアツプ率を示しているわけですね。しかも、五年後の展望をしても、先ほど来の話じやないけれども、これは安くなるようなことはまず考えられない。そうしますと、これは農家にとつても大きな負担になっていく。せっかくの政府が考えた制度であるけれども、農家にとつては非常に困るというふうな事になりかねない。この点はよくひとつ検討していただきたい、考えていただきたいというふうに思ひます。

それからその次に、さっきお話しのように、親子の同時加入要件というものを政令で改正して緩和される、これは非常に結構だと思うのですが、その他の要件があるわけですね。たとえば年齢であるとか、農業従事者の要件であるとか、あるいは面積であるとか、こういうことについては検討をされたかどうか、これについてお考えを聞きたいと思ひます。とりわけ、面積緩和については何か考えられたかどうかということですね。

○政府委員(杉山克己君) 特定後継者、つまり割引保険料が適用される対象をどういうふうなことを広げていくかということで、適用要件について検討を種々いたしたわけでございまして、

そのうち、親子同時加入の問題につきましては、先ほど御説明したとおり改善を図ることとしたわけでございまして、面積規模要件についてもこれは検討はいたしたのでございまして、ただ、これについて緩和をしなかつたのは、特定後継者に対する保険料軽減措置、これはだれでもいいというの

ではなくて、将来の日本の農業を担っていく中核的な担い手となると認められるところの後継者、こういう方々の育成確保というのを目標にしていくわけでございまして、そういうことになりなすという、やはり経営につきましても零細でない、一定規模以上あるということが望ましいという、必要であるという事で、面積規模要件については緩和をしなかつたわけでございまして、

○山田議員 もう一つ、これは附帯決議に何回も言つておりますけれども、主婦に対する年金加入の問題ですね。これはどうでしょうか。たとえば旦那さんが役場に勤めている、奥さんが実質的には真つ黒になつて朝から晩まで農業に従事している、こういうふうなことはよくあると思ひます。そういう場合、まあ取り扱いとしては、その場合は旦那さんが奥さんに使用収益権の設定を行えばいいんだというふうなことになるかもしれないけれども、実際問題としてなかなかそんなことが農村において行われるはずはないと思ひます。ですから、そういう実質的にがんばっている奥さんを年金加入させてやるというふうなことは当然考えていいと思ひます。けれども、この辺なんものかしらうか。

○政府委員(杉山克己君) いろいろその御要望は制度発足の直後から承っているわけでございまして、けれども、ただこの年金の性格上、むしろ理屈に合わないといひます。やはり経営移譲を促進するという農政上の目的を達成するために設けられた制度でございまして、農地等についての権利名義を有しない主婦、これを加入させるといふことを意味するの、かといふようなことにもなりまして、制度の趣旨にはどうもなじまないというので、困難だといふふうに考えております。

むしろ、兼業といひます。役場あるいは企業等に勤めながら名義だけは旦那さんが持っているといふことの方に一つ問題があるのではないかと。できるだけやはり、一部にそういう実例も見

られるわけでございまして、主婦に所有権の移転はむずかしいにしても、せめて利用権の設定を行つて、その農地についての経営の責任を主婦が有するのだという形で、そして堂々たる資格を持つてこの年金に加入されるように、私どもとしてはこれはお勧めしてまいりたいというふうに考えているわけでございまして、

○山田議員 実態をよく考えていただいて、やっぱりできるだけ実態に合うように、逆に言いますと経営移譲しても、移譲したはずのおやじさんが一生懸命働いていられるというふうな実態だつてあるわけですね。そういうところを考えますと、これは奥さんがそれだけ実態があつて一生懸命やつていれば、それを見つたつていいじやないかというふうな気がいたします。

それからもう一つ、死亡一時金の問題ですけれども、これは保険料納付期間が三年以上あれば、年金の支給を受ける前に死亡すると支給されるわけですね。ところが、一度でも年金を受けてしまえば死亡一時金は支給されないという事になる、これは支給総額から見ても非常に不公平じやないかというふうに考えられます。そこでこの際、遺族年金制度というふうなものを導入したらどうか、これも附帯決議で言っているところでありまして、けれども、これも当然のことじやないかというふうに思ひますが、そのところはどうか。

○政府委員(杉山克己君) 遺族年金という問題になりますと、先ほどの主婦の加入のところでも申し上げましたと同じように、やはりこの農業者年金が、農政上の見地から国民年金の付加年金として組み立てられておるといふことからすると、これは農地の権利名義の移譲を適期に行つた者に対する給付だといふことがどうしても基本になる。その観点からいひますと、農業者の妻には限りませんが、遺族の老後保障というものは、これは妻が国民年金に加入するといふことで個人単位で保障される。それから、妻が六十五歳に達する前に夫が死亡するといふようなことがある場

合は、国民年金の上では母子年金なり寡婦年金という遺族補償の制度があるわけでございませう。そういった形で一般的に遺族補償という国民年金の制度に乗っかっていただくということ以上のごことはなかなか行い得ないわけでございませう。

それから、死亡一時金の問題、一部掛け捨てになるのではないかとのお話でございませうが、これはやはり保険の原則でこの制度が仕組まれておりますので、途中で死亡した場合、要するに保険事故に該当する経営移譲がなければ年金が受けられなくなる。そしてこれは、過去に納めた保険料に比べて、それまで一回しか受けとっていない、あるいは数回しか受けとっていないということだと一部掛け捨てになるということが出てまいりますが、事柄の性格上やむを得ないのではないかと。そういうギャップをできるだけ埋めたいということと、むしろ死亡に対してはできるだけおこたえしたいということとで現在の死亡一時金——この点は脱退の場合も同様な意味を持つわけでございませうが、この制度が設けられているわけでございませう。これは満期にそれぞれの掛けの額を補償するという仕組みではございませうので、現在の一時金でこれは——この制度改正の問題、すべてどうもネガティブなお答えしかできないのは大変残念でございますが、現在の制度で御理解いただきたいものというふうにお思っているわけでございませう。

○山田譲君 それは保険ですから、何でもかんでも掛け捨てはいかぬということにはならないと思えますけれども、しかしいま私が申し上げたような、どう考えても非常に不公平じゃないかということがあられるわけですから、そういう点は、やっぱり公平を期するために制度の改正、改善を考えていただきたいというふうに思います。

それから、これは別な話になりますが、近ごろ年金受給者の資格審査の事務というふうなものが非常にふえているようでございます。経営移譲の適否であるとか、あるいは出かせぎ者の国民年金と厚生年金の調整というふうな受給資格の確認で

あるとか、こういったいろいろめんどろな仕事が入っていると思えます。片方、被保険者の方は減ってはいるものの、逆にこういった事務がきわめて多くなっている。これに対応するために、都道府県なりそういうところの実際仕事をやっている人たちの問題として、この人たちの人件費をもっとふやしてやるとか、あるいは委託費を引き上げるとか、こういうふうなことをしないと、この円滑な運営に支障を来しているのではないかと。これについて政府としてはどのように考えておられるか、これも伺いたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 確かに、最近この年金の第一線における業務量がふえてまいっておりますし、それから特に新規加入の促進というところで、そのための業務量もふえてきていまして、そういう実態があるわけでございませう。そこで、そういう活動を行うための事務費、業務委託費ということで、国から、この年金基金から経費が出ているわけでございませうが、従来からその増額には努めてまいっているところでございませう。五十六年度も、なかなかこの種の事務経費の増額というのは一般的に予算上むずかしいのでございませうが、わずかでございませうが増額を見ているところでございませう。今後ともできるだけそういう努力を続けたい。それからさらに、直接そういう経費を配分するということだけでなく、費用の能率的、効果的な運営を図るために、関係職員の研究を充実して行うというふうなことも農業者年金基金において徹底して行つてまいりたいというふうに考えております。

○山田譲君 もう一つ問題点がありますのは、たとえば経営移譲を受けた後継者の約半分、これは五十四年度でありますけれども、後継者の約半分が国民年金へ加入していない。しかもこの比率がますます多くなっているわけですから、また逆に、国民年金に加入しているけれども農業者年金に加入していないという人も四二％ほどになっている。これは非常に大きな問題じゃないかと思うので

ですけれども、この事実について政府はどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 経営移譲を受けた者がどういふ状況にあるかということでございますが、これは国民年金に加入していらつしやる方が約半分、国民年金にもそもも加入していないという方が約半分でございます。この国民年金に加入していらつしやる方については大部分が厚生年金等のほかの年金に加入していらつしやるというふうに考えられるわけでございませう。その半分の加入者のうち、国民年金に加入していらつしやる方はいかといひますと、これは全体の八・四％というふうな数字になっております。いま申し上げております数字は昭和五十四年度のものでございませう。

そうしますと、後継者は、経営移譲を受けたけれども、農業者年金に、国民年金に加入している以上加入資格があるのだからどうして加入していないのかというふうな話になる。もつとこの加入率を高めろというお話になってくるわけでございませうが、一つは、先ほど申し上げました後継者加入の場合の加入要件を満たしていないというふうな場合が相当あるのではないかとこのように思われます。それから加入要件を満たしている者でも、これは若い人の加入が少くないというところでも若干申し上げましたが、やはり実際に自分が農業経営の責任者になるまでは、そういう年金の問題についても関心を持たないというふうな向きもかなりあるのかと思ひます。そういうことの一つのあらわれとして、経営移譲を受けますと、その後で農業者年金に加入してくるというケースもかなり見られるわけでございませう。私どもとしては、やはり後継者として経営移譲を受けた人ではできるだけ農業に専念していただきたい、そしてこの年金に加入していただきたいというところで、そういった人々を対象に、一般的に加入勧誘の中でも特に重点を置いて加入をお勧めしてまいりたいと考えてます。

○山田譲君 他の厚生年金に入っている国民年金に入っていない、それは結局はどこかへ動いているのじゃないかと思ひます。そういう人々で経営移譲を受けているというのはどうも考えてもおかしいと思ひますけれども、それはどうですか。

○政府委員(杉山克己君) 確かに本来の構造政策、中核的な農業の担い手として専門的に農業を営んでいらつしやる方に経営を譲渡する、移譲するということが一番望ましいわけでございませう。ただ、この年金制度の目標というか、性格といったしましては、先ほど御答弁申し上げたところでございませうが、そういう方に、兼業の方にいく場合でも、さらに一層の分散、零細化を防止するということが、とりあえずというか、さしあたっての政策効果を意図されるところであらうかと思ひます。そういう向きから、さらにできるだけまとまった形で農地の流動化が図られて中核農家の農業に集積が行われるというならば一層望ましいし、あるいはその兼業農家自身が兼業から脱却して農業本来の姿に戻る、移譲を受けたのを機会にさらに経営規模拡大等に励んでいただくというふうなことが望ましいというふうな考えをわけでございませう。それらの対策は、これは農業者年金制度の性格といひますか、機能を越えるところがございまして、農政全体の中で構造政策なり流動化対策の中でできるだけ促進を図つてまいりたいというふうに考えます。

○山田譲君 どう考えてもそこはおかしいと思ひますから、この点はまた改めていろいろお聞きしたいと思ひます。

時間になりましたから、最後に一つ、ぜひともこれは大臣のお考えを聞きたいわけですが、五十六年の二月の社会保障制度審議会の答申を見ますと、「近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至とみられるので、この際、農業者年金制度そのもののあり方について、抜本的検討を行われたい」ということを言っております。確かに最近のこの情勢、いま聞いたところでもおわかりだと思ひますけれども、政府の予算をずっと見て

みましても、膨大な金を、五十六年度の要求も六百億に上る金をつぎ込むとして、それがもう年々歳々すごい勢いで伸びていく。これは当然だと思ふのです。被保険者が減って受給権者がふえていけばそうなるのはあたりまえである。こういう状態に対して、社会保障制度審議会でも当然ゆゆしい問題であるというふうには考えざるを得ません。この審議会の「抜本的検討を行われたい」ということについてひとつ大臣のお考えを聞きたいと思うと同時に、これから特に大変厳しい財政状況にますますなっていくわけでありましかれども、こういう状況との関連で、大臣はこの制度の将来についてどういうふうにお考えをされるか。この点を伺つて私の質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほどその点にちよつと触れたわけでごさいますけれども、御指摘の社会保障制度審議会の答申及び国民年金審議会の意見は、年金財政を健全に維持していくための制度のあり方につき抜本的な検討を行う必要があるというふうにお答申をいたしておるわけでありまして、これはもうこの農林年金制度についても私は当てはまる問題であると、こう考えておるわけでありまして、したがって、今後制度を支えてまいりますところの若齢者について積極的な加入促進、資金の効率的な運用に努めまると同時に、制度の抜本的なあり方につきましても、農業者年金制度研究会を設置をいたして現在検討を進めておりますので、厚生省、大蔵省等々の意向等も十分しんじやくしながら結論を出すようにしていきたいと、こう考えます。まあ高福祉高負担という道はやむを得ないのだという見方もあるわけでごさいます。そういう中になつて、やはり農業者年金法の法の精神というものがたとえ抜本改正の際におきましても十分生かされていくような方向に持っていかなければならぬという観点で検討を進めるように指示をいたして、ところでござい

○山田譲君 今後の財政との関係はどうですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その財政のためにも、これはもう今回の改正に当たりまして、再計算をした結果、とてもとてもその負担には農家は耐えられないであろうというところで相当な配慮をし、そうして年度ごとに分割をして負担を高めさせてもらふという形をとつたわけでごさいます。これからは十分財政当局とも話し合いをいたしまして、農家の負担をできるだけ軽減をしながら、農家の負担をもう少し大きく増加をすることを防ぐ努力をしながら、やはり国からのたのばいろいろな助成の措置を強化してまいらう。御指摘のように、資格ある者がまだ加入していないという面があるわけでありまして、そういう面に対する加入を促進してまいりますための事務費の増額等も、ことは若干ではありますけれどもやらしていただいたわけでありまして、今後ともそういう面についての努力を進めてまいりたいと思ふ。

○委員(長井上吉夫君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十分開会

○委員(長井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○鶴岡洋君 本法案の審議に入る前に、行政改革に際して二点ほど大臣にお伺いいたします。

ざいます。五十六年度予算を見ると十四兆五千億、これが補助金で占められております。そのうち農林関係は二兆六百億、国の補助金の総額の四・二%。件数においても千二百二十六件。このような実態から見れば、臨調の厳しい指摘も、数の上からも額の上からも受けなければならぬ、こういうふうな当然思われるわけですが、農林水産大臣はこの補助金の整理削減について、現時点で農林水産省各部署に具体的な検討をもう指示されておられるか、これがひとつ、それからこの行革に對する大臣の基本的な姿勢、これを最初にお伺いいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 行政改革につきましては、内閣といたしましてこれを厳正に執行をしておりますという決意をいたして着々と準備をいたしておるわけでごさいます。

農林水産省といたしまして、農林水産行政の的確な実施に配慮しながら、簡素で効率的な行政の展開に努めていくと考えてございます。

今後、御指摘のように七月に第二臨調の答申がなされるわけでありまして、その答申につきましても、これを十分尊重をして実施をしていくというふうな、これまた内閣で決定をいたしておるわけでごさいます。

これは事務方ではなかなか言つておらないのですけれども、日本の農業基盤の整備が非常に大事である、これがすべての基本であると言つても過言ではないほど大事な農業基盤整備というものが、本当に農家のために、また農業の生産性向上のために国家投資が積極的になされてまいりましたのが戦後でありますから、その歴史は三十年、したがって三十年では基盤整備が全部で上がるわけはございせん。先進国はすでに百年、二百年前からそういう農業の基盤整備が完備しておる。そういうところで展開しておる農業と、基盤整備をやりながら、膨大な国家負担を出しながら、そして先進国の農業と戦つていかなければならぬ、伍していかなければならぬ、こういう特殊事情、それを忘れてはならない、こう考えるわけでありまして、しかも、昨年の当院において食糧自給力強化という御決議もございました。おるわけでありまして、これらの決議を踏まえて総合的な食糧自給力の維持強化ということも果たしていかなければならぬ。

したがって、そういう点を十分に考慮いたしまして、そういう点は賢明なる臨調の委員の皆さん方も十分理解された上で筋の通つた答申がなされるものと、こう期待をいたしておるわけでありまして、

また、農林水産省といたしましては、多年にわたり行つてきた補助制度等について、もう十二分にその目的を達成したものでありますとか、あるいは、メニュー方式にしてそうして農民の生産意欲をより強くリードしていくことのできるような補助金でありますとか、あるいは、むしろ補助よりも融資の方がいいという面も出てきておるわけでありまして、そういう点を十分検討をして、今日までも検討はされてきておるわけでありまして、さらに一歩進めて検討をして、先ほど申し上げましたような、適確にして合理的な農林水産省の農林漁業政策を進めることのできる体制をつくつていきたい、これが私の考え方でござい

○鶴岡洋君 答申を受けてからでは私は間に合

ないと思うのです。そういうことで、先ほど、もう始めているのじゃないか。話に聞けば、一律カットであるとか、それから点数制にして優先順位を決めてやるとか、こういううわさは出ておりますけれども、農林水産省の中で、先ほど言ったように、数も多いし額も多いのだから、答申が出て、それきたというところでやるわけにはいかないと思うのです。そういう意味で、大臣の方で各部署に具体的に検討を指示しているのか、また、やっているのか、その点を重ねて伺いたいと思います。

○政府委員(渡邊五郎君) 七月上旬に中間答申が出るというところは私も承知いたしておりますが、具体的にどういう方向で出るかという点については、いろいろ報道等で伝わっている点がございますが、はっきりした方針的なものはまだ私も聞いておりません。

ただ、先般、各省官房長会議で、大蔵省財政当局の方から、来年度予算編成についてのシーリング、概算要求の伸び率についてはきわめて厳しい状況にある、先般の大蔵省から提出しました中期計画を踏まえてみると、伸び率ゼロという想定のもとに検討をしてもらいたいという要望がございました。かなり、来年度予算要求について厳しい状況にあるということを私も承知しております。

そういう点につきまして、私も内部で、そうした状況を前提にした場合にどういう取り組み方があるかというようなことで現在官房中心に検討をいたしております。まだ検討に入ったばかりの段階でございますが、状況としてはそういうことでございます。

○鶴岡洋君 私は中身を教えると言っているのじゃないんです。それから部局の合併等ももちろんあると思いますが、農林水産省の補助金というのは、確かに先ほど申しましたように

数字の上でも多い。いま大臣からお話があったように、不必要に近い補助金、またはすでに目的を達成したものであるものは当然廃止すべきであると思ひます。だが、農業というものは時間と労働力がかかる産業であることを考えれば、今後の行政改革の成り行きによつては、日本農業に与える影響というのは半面また大変に大きなものではないか、こういうふうにも考えるわけですか。

農林水産大臣は、将来の日本農業の展望をしたとき、人員とか部局とかはもちろんですけれども、補助金だけに關して削減のあり方をどのようにとらえておられるか、もう一度伺いたいと思ひます。

○國務大臣(龜岡高夫君) 私は、戦後日本の農林水産行政が、厳しい国際環境の中で、しかも、急速なる経済成長、経済の発展基調の中で一億国民の食糧を供給をしてまいつた、また、外国との農産物問題關係等についても外交を巧みに行ひまして、国民をして食糧に不安ならしめてきたというところにつきましては、農林水産行政は相当日本の急速なる経済成長をもたらす縁の下力持ちと申しますか、バックをなしてきたということは、これはもうだれも認めることであらうと思ひます。

そういう点を考えますとき、これから一億一千万の食糧を不安ならしめるように供給してまいりますためには、やはりそれ相当な国家としての力も入れなければならぬと思ひますし、あらゆる手だてを講じていかなければならぬ、こう思ひます。特に外国からの農産物の、非常に厳しく日本に対して輸出をしたい、輸入をせよ、こういう要請が年々強くなつてくる中で、日本農業を健全に発展せしめていくためには相当な投資をしていかなければいかぬということはだれしも否定し得ない事実であらうと思ひます。

したがいまして、今日までやつてまいりました農林水産省の補助金等については、私はそれなりに相当な成果を上げてきた、そういう成果を上げてきたからこそ食糧の供給に不安ならしめるよ

うな農政を展開することができた、こういうふうな確信をいたしておるわけでございます。特に、農林水産關係の補助金の特色をいたしまして、とにかく、国が県を通じてある事業に補助をするという場合には県の協力も必要である、また、市町村の協力も必要である、さらに、事業実施をするところの土地改良区でありますとか、あるいは農業法人でありますとか、あるいは生産組合でありますとか、いろいろな事業実施の事業主体に對して補助金が交付されていく。したがいまして、それが必ず基盤整備になつたり、あるいは、いわゆる農村の地域社会のコミュニケーションの中心をなす集会所になつたり、さらには、いままで水びたしになつておつた地帯が幾ら雨が降つてももう完全に湛水から防衛された、そういう結果を生み出したりして日本の農山漁村を今日あらしめておる、こういうことでございます。

御承知のように、なかなか、公共事業を進めるに当たりましては、ある一定の助成というものがありませんと、なかなかそういう無理した工事をしなくともいい、事業をしなくともいいといううな方々の協力を得るためにも、やはりこの補助制度の果たしてきた役割りというのは非常に大きい、これからのなおかつ農林水産關係で仕事が残つておるといふところは、条件の悪いところというか、財政力の非常に少ないところがやはり後回しになつて、これからやっていくかなければならぬ地帯はみんなそういうところが多いということも十分に考えますとき、やはりこの補助制度というものはこれはこれからなくちゃならない制度である、こういうふうな確信をいたしていただくわけでございます。

○鶴岡洋君 いろいろ御説明がありましてわかりました。何も全部切れとか、私そういうことを言うつもりはありません。ですけれども、先ほど言つたように、もうすでに目的達成したものは廃止しなさいやらないし、また不必要なものに近いものはこれは矯正しなければならぬ、こういうふうな思ひますので、お願いしたいのは、慎重にそれ

を検討してもらいたい、こういうことでございませう。それでは、ただいま議題となつております農業者年金の一部改正について若干の質問をいたします。

年金法の第一章第一条の目的については、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする、この明記され、本制度が実施されすでに十年を経過しておるわけでございます。また、五十一年からは経営移譲年金も支給されている段階で、本制度の導入が農業の構造改善にいままで果たしてどのような役割りを果たしてきたのか、この点をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金制度は、たゞさんある一連の構造政策のための各種の施策の中で、適期の経営移譲を進めるということを目的にして仕組まれていものでございませう。制度が発足して以来五十五年十二月末までの間に、約十七万一千人がこれに基づく経営移譲を行つております。こういうことの結果、後継者移譲におきましては一括移譲ということを要件にしておりまして、農地の細分化等に対する歯止め措置としての役割りは果たしてまいつた。それと同時に、後継者の確保、さらには農業経営者の若返りということに大きく寄与していると思ひわけでございませう。

移譲の形は後継者移譲が大部分で、一部第三者移譲もあるわけでございませうが、その第三者移譲におきましては、これは後継者がいない場合になされるということになつておりますけれども、経営移譲を受けた者の経営規模は相当格段に規模拡大が実現しているということが見受けられます。先ほど、いままで経営移譲を受けて年金支給の対象になつた方が十七万一千人あるということをおし上げたわけでございませうが、そのうち後継者に対する移譲は十五万八千人、第三者移譲

の分は一萬二千人、こういうことになっております。そして、経営移譲を受けた後継者は、年齢的に見た場合平均でも三十七歳ということになり、大幅に若返っていることが見られるわけでございます。

それから、第三者移譲の効果ということ、これは全体についての調査はできませんので、一部五十五年十月から十二月の間の事例につきましてその分析を行ってみましたところ、譲り受けを受ける前の面積が一戸当たり平均一・四七ヘクタールであったものが譲り受けの後では二・〇八ヘクタールに増加しているというようにことが見受けられるわけでございます。

○鶴岡洋君 本制度は特に農地の専業農家への集積を中心としたものであるわけでございます。しかし、いま数字を出されましたけれども、後継者移譲は十五万八千六百八人、第三者移譲が一万二千五百六十一人、こういうふうな数字が出ておりますけれども、第三者移譲が非常に少ない、こういう数字が出てくるわけでは、農業後継者の確保、いわゆる若返りということについては効果はあっても、経営構造の大規模化とか近代化、これには効果が少ないような気がするわけですね。この効果に対しての認識はどういうふうにお思いになっているのか、また、大規模化が進まない原因はどこにあるのか、また、その対応策はどうしたらいいか、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(杉山克己君) 経営規模の拡大、そのための農地流動化を進めるといふ政策は、構造政策全体としていろいろ仕組まれているわけでございます。農業者年金制度はその一部を占めています。か、むしろ基盤を支えるような機能を果たしているわけでございます。といふことは、いまの日本の農村の状況からいいますと、これは一般的な地価の値上がりもありまして、それから相続において分割相続がかなり普及してきているというようにことからいいますと、ほうっておきますと農地の相続は細分化、零細化するといふおそれがあるわけでございます。そういった点、この年金制度では、後継者に対して一括移譲した場合に初めて年金支給の対象となるということにしておりますので、そういう零細分散化の防止にはきわめて大きな役割を果たし得るものというふうに考えております。やはり零細分散化を防止することが規模拡大の大きな前提条件であるというふうに考えるわけでございます。

それから、規模拡大が一般的に進まないのはなぜかということでございますが、これはやはり農地自身を先祖伝来の財産、むしろ精神的な意味を含めた資産というところでこれを保有する傾向もございますが、経済的な価値も非常に高いというように、経営上生産活動にということよりも、むしろそういう動機でもって保持している向きもかなり出てきています。それから農外就業の機会がふえておりますので、農業所得に依存しなくても、つまり土地を貸すとか売るとか処分しなくても生活が保たれるというような状況が出てきていること、それから稲作技術が進んだというようにもございまして、いわば二種兼業農家が片手間でもある程度の農業経営もやれるというように、そういったようなことがいろいろ手伝って農地の流動化が進まなかったものと思うわけでございます。

ただ、最近の状況を見ますと、兼業農家も中にはいろいろございまして、特に安定的に労働力の大部分を兼業の面につき込むような安定兼業農家もかなり増大しております。むしろ、二種兼業の中でもその割合がきわめて高くなっているわけであって、労働力事情等からしても保有の農地について耕作を行うことができなくなっているというふうなところも見受けられるわけでございます。いまして、そういう農家は活用したいというふうにお思いになっている向きもあるわけでございます。そこで、そういったものを引き出す意味で、御承知のように、昨年、農用地利用増進法以下農地三法を制定あるいは改正していただきまして、流動化特に賃貸借を中心とする流動化政策を進めることにいたしておるわけでございます。そういう事情、それからそれに対する対策、今日いろいろ講じているわけでございます。そういったことが総合的に効果を逐次発揮してきていると思うのでございますが、この利用増進法に基づく農用地利用のための賃貸借の面積も、昨年、五十五年十二月末現在では四万七千ヘクタールとかなり順調な進行を見せて、それだけの実績をあげているわけでございます。

○鶴岡洋君 次に、若年者の加入促進対策ですが、内容を見ると、現状では毎年被保険者が減少しております。数字のうえでもすでに出ていますのですけれども、また被保険者の構成を見ても、若年者の割合が他の年金制度に比べて著しく低い傾向にあるわけですね。若い人の加入率が低ければ今後の年金の運営にはこれは大きな支障を来すということは間違いないわけですね。政府はこの若年者の加入促進対策の対応策についてどんな策をとられるか、この点お伺いいたします。

○政府委員(杉山克己君) おっしゃられるように、まだ加入資格を有しながら未加入であるという方がかなりおられる。実数でも三十万近くおられるのではないかと。いふに思うわけでございます。しかも、その大部分は若い人であって、年配者には未加入者は比較的少ないという実態でございます。加入促進の対策を講じていく上にはなぜそういう若い方が加入しないかということをやよく検討する必要があるわけでございますが、やはり若い方にはなかなか将来について、いつまでも自分が元氣であるように錯覚して老後の措置を講じない、なかなかそういうことに気が回らないというふうな点もございまして、それから基本的に、自分が将来何をやっていくかということについてまだ方向が定まらない。農業に長いこと従事していくんだという決心も固まっていなくて、いろいろなこともあろうかと思えます。それからいま一つは、この制度自体の問題といたしまして、きわめてほかの年金等に比べれば優遇された年金制度でございますが、その存在について、これは

従来からも一生懸命PRに努めてきたところではございますが、なお十分には周知されていない、そういったような事情があるわけでございます。で、もちろん農業全体について魅力を感じさせるような農政全般の対策は、それはそれとして農林水産省全体として努めなければなりません。制度自体について関心を向けていただく、そして将来設計をきちんとお考えいただくということのためには、やはりPRが一番必要であり有効であると考えられるわけでございます。そのため、農業委員会、農業団体、市町村等の各職員にお願いいたしました各個人に勧誘をしていただく、さらにはそういったことのために必要なパンフレットでありますとか、広報誌でありますとか、あるいは放送等、こういった報道手段を通じてPRを進めていく、そういうことを十分今後とも一層、特に若い人を対象にして努力してまいりたいと考えています。

○鶴岡洋君 確かに三十万人おられて、その方々へのPRとかいろいろな対策は立てているのはわかりますけれども、私はこの問題についてはやはりもう差し迫った問題であるし、いまの状況でいけば将来必ずそうなる。したがって、どうしてこれはやらなければならないと、こういうふうには私は思うわけですね。そういった意味からして、やはりこの点については真剣に取り組むと、こういうことから、たとえばいろいろな情報は聞いているとか状況は見ていられるとかいって聞いているとか状況は見ていられるとか、また個人のプライベートルームのこともございまして、実際にあなたはどのようにして入らないのかというアンケートをとるとか、そういうことを、細かいことですが、具体的なやつにいったらどうかというふうなふうに思ふのですけれども、アンケートなんかやりましたか。

○政府委員(杉山克己君) 各種のアンケート調査はこれは農業者年金基金で行っております。なぜあなたは加入されないのですかと、将来加入の意向はありますかといったような調査もいま

でやつてきております。御指摘の点はごもっともでございます。そういう調査をさらに詳しく進める。それから、むしろ個別に、どこにどういった人が加入資格がありながら加入しておられないか、そういう実情を把握して、各個撃破といいますが、農業団体なりあるいは農業委員会の職員の方が一人一人説得に努めていただくというようなことを重点的にやってみれば、ある程度効果は上げていけるのではないかと、思うふうでございます。

○鶴岡洋君 その次に、後継者の問題でございますけれども、特に農業白書では、農業後継者確保対策として、農業者教育の充実、農業後継者のための教育、生活資金の融資面からの優遇措置等が述べられております。しかし、これだけでは最近の農業の厳しい情勢からして実効は非常に乏しいのではないかと、こういうふうに思われます。今後の若いいわゆる後継者対策、方策、この点について伺いたいと思います。

○国務大臣(電岡高夫君) 御指摘のとおり、後継者の確保ということは、日本農業を発展せしめていくための大変重要な施策であるわけでございます。したがって、農林水産省におきましても、最大の努力をいたして後継者の確保対策に力をいたしておるところでございます。どういうことをして確保していくかということにつきましては、まず何と云っても農業というものが魅力ある産業であるということを理解していただけるような農業情勢をつくっていく、そのための施策を積極的に進めてまいることが最も大事であると考えまして、それを基盤にいたしまして、後継者が意欲を持って農業に取り組めるような方向に持っていくたいというのを基本といたしておるところでございます。

このため農林水産省としては、農業生産基盤の整備、農用地の流動化促進、地域農業の振興、農村生活環境の整備などの各般の施策を講じますとともに、これにあわせて、高い経営能力を持ったすぐれた農業後継者を育成していかなければなら

らぬという立場から、普及部あるいは農業改良普及員を通じて、農業後継者に対する実践的研修教育を強化してまいり、さらには就農青少年の自主的な集団活動、四日クラブとか、そういう自主的な団体活動を通じて農村青少年の教育をしてまいるといった問題でありますとか、あるいは資金援助の強化策を講ずるといような諸般の対策を講じてまして、後継者のために資することといたしておるわけでございます。今後ともこれらの施策を強化してまいりまして、後継者の確保に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○鶴岡洋君 次に、年金額の引き上げについてですが、改正案で、昭和五十七年一月基準の財政再計算に基づいて年金額と保険料を引き上げようとしておるわけですか。ところで、年金額の引き上げの方式としては、五十五年度の農業所得の推計を基礎とし、厚生年金の算定方式の例によつて年金額の算定をされているわけですが、五十五年度の農業所得はどの程度の、どれほどの推計になっているか、さらに、現在の年金額を算定した根拠、この点について伺いたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 今回の財政再計算におきます給付水準の算定根拠といたしまして昭和五十五年度の農業所得、これは農家経済調査の当然加入規模、この当然加入規模は都道府県の場合〇・五ヘクタール以上、北海道は二・〇ヘクタール以上ということになっております。その農家の農業所得を年金加入農家の規模別加入者数によつて加重平均いたしまして、その各年の平均農業所得を基礎に一定の数式を用いて推計したものでございます。一定の数式というのは、昭和四十六年から五十四年までのデータを用いまして、回帰式で算定をされているわけでございます。この結果、五十五年度の農業所得の年額は約百九十九万四千二百十万円という幅の中に推計されたわけでございます。

それから農業者年金の給付水準の算定につきましては、その平均的な農業所得をもつて厚生年金に加入したとすれば一休幾らの年金が給付される

だろうかという、いわゆる厚生年金並みの水準、これを基準にいたしまして、国民年金とのバランス、農業者年金の財政事情、物価上昇率の見通し、こういったものを総合的に勘案して、年金単価について、いま先生もおっしゃいましたような八・七%の引き上げを行うということにいたしましたわけでございます。

○鶴岡洋君 ところで、その厚生年金のモデル計算をしてみると、三十年加入は十二万九千五百二十四円、この経営移譲年金は三十年加入で十万七千二百五十円と、こうなっておるわけですね。この格差が勤労所得と農業所得の差に基づくとしたら、その格差は、いまの経済状況または日本の農業の生産性から見ても今後ますます広がるのではないか、拡大するのではないか、こういうふうな懸念されるわけですか。本制度は、いまお話がありましたように、厚生年金並みを保障しようとしているのが趣旨であるわけでありまして、年金額の格差の是正の見通しはどういうふうな処置をしようとしたらいいのかが、この点はいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) ここに出ておりますところの格差は、農業者年金加入者の推定されたところの平均農業所得と、それから厚生年金加入者の標準報酬月額、その間の格差でございます。いわば農業所得と勤労者所得との格差ということになるわけでございますが、この格差につきましましては従来からできるだけ縮める、勤労者並みの所得を確保するというのがわが農林水産省としての目標として努力してきたところでございます。まあ縮まった時期もございしますが、最近におきましては残念ながらこの格差は若干開いてまいっている実情にございます。これをどうやって縮めていくかということは大変むずかしい問題ではございますが、これは年金制度というよりは、農政全般の問題として規模拡大を図り生産性を上げていく、あるいは有効な生産対策を講ずるといったような全般的な対策によつてできるだけその格差を詰めてまいりたい、勤労者並みの所得を確保するように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

います。
○鶴岡洋君 話がかわつて大変恐縮ですが、それでは次に飼料穀物について何点か伺いたします。

初めに、わが国の畜産事業が外国からの輸入飼料にその多くを依存していることはすでに御承知のとおりであります。このため、輸入飼料の価格動向が、国内の畜産農家の経営にも、またわれわれ消費する消費者の畜産物の購入価格にも影響をすることになるわけですね。さらに、昨今世界的な異常気象により飼料穀物の関心はますます高まっているわけですね。わが国の農産物輸入、特に飼料穀物の輸入の現状はどうなっておりますか。数字で報告してください。

○政府委員(森実孝郎君) 最近の数字で申しますと、昭和五十五年度の飼料穀物の輸入量は千六百五十万トンでございます。その主要な内容はトウモロコシが約千四百万トン、コウリヤンが四百二十万トン、大麦が百五十万トンでございます。これ以外に小麦、燕麥等があるわけですね。

なお、正確に申し上げますと、実は輸入された大豆がから供給される濃厚飼料原料、それから輸入される小麦から供給されるふすま等があるわけでございます。それを全体で足すと約二千万トンというふうになるわけでございます。

○鶴岡洋君 千六百五十万トンというお話ですが、これも、日本の農産物の輸入金額は昨年は百七十六億ドルですか、前年比六・五%増。そこで、私は特にその輸入に占めるアメリカからのいわゆる割合、すなわち対米依存度ですが、これがどのくらいなっている。数字ではどう出ているわけですか。ついにこれは農産物のいわゆる米国からの輸入割合が四〇%を超えた、こういうふうにも報道されているわけですが、トウモロコシが九〇%、小麦が五七%、こうしたアメリカに限って特定国へのいわゆる集中ということになると、日本は自給率が下がって低いわけでございますから、自給率が高ければ余り心配はございませんけれども、この自給率の低い日本に

とつて、いざというときを考えると非常に不安になるわけです。特定国の天候不順ということもこれはあり得ますし、また、外交面の不手際ということもなきにしもあらずと、こういう点で非常に食糧安保の上からも心配されるわけです。この点、農林水産省としては、特定国にいわゆる偏るというのですか、この点についてはどういうふうにか考えておられるか、またどうしたらいいのか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(森実孝郎君) なかなか実は現実と観念とは食い違っているむずかしい点がある問題だらうと思います。と申しますのは、最近の世界の飼料穀物の増産の趨勢を見ますと、世界全体としてもやはり増産がアメリカに集中している。一番安定度が高いという問題がございます。それからもう一つの問題は輸送条件でございます。今日、石油高という状況になりますと、たとえば日本と主要輸出国との関係を考えますと、アメリカが一番運賃が安いという状況がある。アメリカも、それも従来のようにガルフ・コーストではなく、西海岸に陸上輸送して西海岸から持ってくる輸送のウェイトがどんどんふえるという実態がございます。さらに特に五十五年に多かった事情といたしましては、やはりソ連が買付けたをかなり中南米等に集中した結果であるという点があるだらうと思います。

私も他の条件が許す限りは、やはり輸入ソースが多元化することが好ましいと考えますが、むしろそれは直接話法の姿をとるだけ考えるとすれば、先ほど申し上げましたような供給の安定度の問題と価格の問題、特に輸送コストの問題からやはりなかなかむずかしい問題があるのじゃないか。私も基本的に、やはり発展途上国その他の農業に関する開発援助をできるだけ強化していくということでございますが、たとえばその場合も、ブラジルの大豆の問題に代表されますように、直ちにそれを日本の開発輸入に直結するだけで考えないで、たとえばブラジルの場合はヨーロッパ市場が経済距離から見るとに近いわけござ

います。その結果ヨーロッパの買付けが相当ブラジルに集中して、むしろ日本のアメリカ市場での買付けが緩やかになってくる、こういう関係も頭に置きながら、やはり第三国の、いわゆる発展途上国の農業開発援助を強化していくことが重要だろうと思います。

しかし、当然輸送条件に恵まれております東南アジア等の発展途上国への援助と、それを開発輸入に結びつけることは重要だと思っております。過去におけるタイのトウモロコシ等の問題もありまして、さらに次の飼料資源としてはタピオカでん粉等をどう考えるかという問題もありません。飼料資源の転換の問題と、それから全体として世界の供給構造を変えていくということを開発援助を進めていくということがこの場合基本になる課題ではないだろうか、このように思っているわけでございます。

○鶴岡洋君 私先ほど言ったように、心配するのは、要するにアメリカにもしやの事があつた場合には、これは現実にはそれだけふえていきますし、四〇%にもなっているわけですから、どこの国からもというところで平等にと、これは穀物のことですからできないわけですから、それはよくわかりますけれども、その点についてやはり先を見通した考え方を持っていない限りやいけなないのじゃないか、こういうふうな思つて申し上げたわけです。

次に、最近の米穀農商務省の発表では、一九八一年六月末の飼料穀物の在庫は全世界の合計で五千五百万トンとなっております。近年にない低い在庫率、こういうことになっております。昨年の八千八百万トンから比較すれば、在庫率は六二・五%、こういう数字になるわけです。これらの統計から観測すれば世界的に大変な飼料穀物の不足である、こういうふうな断定できます。こういったことから、わが国に与える外国産の飼料穀物はどんな影響があるか、どういふふうな思つておられるのか、この点について。

○政府委員(森実孝郎君) いま御指摘のありまし

た、実は五千五百万トンの数字でございますが、これはことしの一月十六日の公表数字でございます。実は四月十三日にまた新しい公表が行われまして、今回は若干前回の予測を上回つて六千二百三十万トンという予測が出ております。これは実は全体として飼料価格の高騰から消費量が少し減少してきたということが一つと、それからアルゼンチン、南アフリカ等の南半球の大増産によるものでございます。ベースはやはり先生も御指摘のように、昨年のアメリカの異常気象、熱波による減産、ソ連の連年の凶作ということが背景になつたわけでございます。その意味合いから、昨年の暮れまではかなり価格も乱高下いたしましたし、高い水準をたどつてきたという経過がございます。

長期的な問題は一応別として、ただ最近の情勢を見ますと、先ほど申し上げましたように、南半球はきわめて増産の度合いが大きかつたこと、それからもう一つは、アメリカの作付がかなり順調でございまして、懸念された雨についてもいままでのところかなり良好な状態で、余剰水分の測定値も発表されておりますが、良好である。それからエンバギーが解除されたという問題も問題になっておりますが、実はソ連がそれ以前に推定で三千百万トンから三千四百万トンぐらゐの買付けたをすでに完了している、手当て済みであるという状況、したがって直ちに追加の買付けがないと、こういう状況から、幸いおかげさまでいまのところどちらかというと従来の水準よりやや下がった水準で推移しているわけでございます。ただ、もちろんこれからのアメリカの天候ということが一番懸念されるわけでございます。私も十分監視を続けなければいけないと思つてます。

長期的に見てもやはり飼料穀物は不安材料があります。確かに一番消費の成長度の高い部門でございまして、また同時に従来のようにアメリカにセツトアサイドの面積、つまり休耕地がもうそれほど大きくないという状況もあります。そういう

意味においては、われわれとしてもやはり飼料穀物の安定確保というためには広角的な努力が必要であらうと思つておるわけでございます。

○鶴岡洋君 それに関連してございましてけれども、いま言ったように、在庫量が減少している中でアメリカのレーガン大統領は四月の二十四日に、一年三月ぶりですが、選挙の公約もあつたとも言えますし、いわゆる対ソ穀物禁輸の解除を發表しました。米国内の事情もいろいろあるというところは報道されておりますけれども、これがわが国にも大きな影響を与えたわけですね。事実、これに対して鈴木総理は非常に遺憾の意をあらわしたと、こういうふうにも報道されております。日本はまじめというか、誠実というか、そういうことで対ソに対しては対処してきたわけですね。この先日の鈴木さんの訪米の首脳会談のときの共同声明では、「同盟」といふ問題が問題になつておりますけれども、こういうことで、二十四日、一日前に一方的に通告を受けると。通告か、その前に協議がなかつたからそうなのか、そういうことで甘く見られていたのか、そういうふうにも感じないわけではないのですけれども、農林水産省としてはこの処置についてどんな認識を持っておられるか。

○政府委員(松浦昭君) 去る四月二十四日、レーガン大統領がカーター政権当時にとりまして対ソ穀物の禁輸措置を解除いたしましたわけでございますが、米政府からは、外務省に對しまして事前に連絡があつたというふうな承知をいたしておりました。ただ、先生おっしゃいますように、事前に協議がなかつたという点につきまして、対ソ措置全般の角度から総理が御意見を述べられたということと私は私も何一つない次第でございます。

農林水産省がどういふ認識であつたかという点でございますが、この点につきましては、本措置がとられる以前から、私も申し上げましては禁輸解除というものはレーガン大統領の選挙公約だつたという事実もございまして、また、最近米国の中におきましては小麦を中心にかんりの豊作

が見込まれているという状況から、農業団体等からかなり解除の要請が強かったという状況もございまして、私どもとしましては、きわめて的確な時期であるとかあるいはそのやり方の詳細というものとはなかなか捕捉はできませんでしたが、ある程度までこのような事態が生ずるということにつきましては予測をいたしていたという状況でございます。

○鶴岡洋君 それでは先へ進みますけれども、その対ソ穀物禁輸の解除によって国際穀物市場に与える影響というのは非常に大きいのではないかと、あれだけのアメリカのことですから。この点について日本に及ぼす影響はどうでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 今回の禁輸解除措置の国際的なあるいは日本に及ぼす需給上の影響でございますが、先ほど畜産局長がちょっと御説明を申し上げましたけれども、この措置をとりました結果、ソ連が直ちに買いに入ったかということについてでございますけれども、どうもその前にソ連はかなり大量に穀物あるいは製品を買っていったという状況がございまして、この措置がとられた後におきましては直ちに買いに入るといふ状態ではございません。したがって、目下のところ目立った穀物取引上の影響はない状態でございます。したがって、わが国への影響も現時点ではあらわれないという状況でございます。

○鶴岡洋君 現時点においては影響はないと、このようにいまおっしゃいましたけれども、かつて日米関係について、アメリカがくしやみをすれば日本はかぜを引くと、こういうことも言われてきました。その後、日米の経済関係は、自動車問題などを見る限り対等の立場になりつつあります。しかし、穀物の取引関係について言えば、米国は先ほどもお話がありましたけれども、世界に君臨する大国として健在であるわけですから、論ずるまでもなく、飼料穀物の中心であるトウモロコシの世界の輸出市場における米国のシェア、専有率、一九七〇年には約四四％であったのが一九八一年に

は二倍近い八四％に上昇しております。これは数字の上から。小麦も一九八一年には全世界のシェアで約四六％を占めているわけでございます。これらの状況を見ると、脅威的なシェアを占めている米国の輸出コックの締め方次第では世界はどちらへでも動く、揺さぶられるという状況が、これが現状であります。そこで、飼料穀物の輸入価格は、いま言いました対ソ穀物禁輸の解除によって従来より割り高になるのではないかと。飼料穀物が高くなつて入ってくるのではないかと、今度は値段の点ですけれども、これを懸念されるわけですから、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 今回の禁輸解除措置はどのように穀物価格に影響するかというお尋ねであろうかと思ひますが、実はこの解除の動きはある程度まで事前に伝えられておりまして、実勢市場に對しましてはある程度まで織り込み済みであつたということが言えると思ひます。そのような状況から、実は解除後も各穀物は平静に価格が推移しているという状況でございます。特に最近では、今年の穀物の作柄が特に冬作の小麦、これがかなり豊作でございますし、それから先ほど畜産局長も御説明申しましたような穀物、特に飼料穀物の作柄の状況でございます。昨年に比しましては全般的に穀物の作柄は良好な見通しでございます。したがって、在庫見込みも好転しているという状況から、やや飼料穀物も含めまして解除後は価格水準は下落きみというのが実際の状況でございます。もちろん、今後天候の状況等によりましては、穀物の需給をめぐりまして条件が大きく変化するということもございしますので、私どもはこれにつきましては十分にこれに注意深く見守つてまいらなかなければならぬというふうに考えておりますが、現在の段階では、穀物の価格水準は、特段のことがない限り急騰することはないというふうに判断をいたしております。

○鶴岡洋君 そこで、いままでいろいろお話を聞きましたけれども、この輸入穀物については不安定な条件が非常にたくさんあるわけですから、いろいろな面です。そこで、この飼料穀物の確保については、輸入に依存する姿から国内産の確保に目を向ける時期がもう当然来ているわけですから、食糧が武器になる時代が来ると、こういうふうにも言われているわけでございますので、さて、この飼料穀物の国内産の確保でございますけれども、力を入れなかならないという状況に來ている現在、具体策はどういうふうな農林水産省としてなつておられるのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(森実孝郎君) 飼料穀物の国内供給を考へる場合、どこまで一体可能か、どの程度の価格で可能かという問題がやはり基本にあるだろうと思ひます。

今日、日本が輸入しております飼料穀物、先ほどの千六百五十万トンという数字自体をとつて考えましても、もしわが国でつくるとすれば、六百万ヘクタールというわが国の耕地面積以上の面積が必要になるという、もう全然入れ物の違いがございまして、それからもう一つは、何と申ししても飼料穀物は規模の農業でございまして、コストに規模の差が非常に大きい。そういう意味においてわが国が一番ハンディを負わざるを得ない問題でございます。事実、現在われわれ飼料用大麦の振興ということについては努力をしておりますが、遺憾ながら現在の内外での価格差は大きく、輸入麦については最近若干価格が上がつたといつても五万円から六万円でございます。それに対して、国内でトータルとして生産者に保証しております価格は十四万八千円という水準になります。そういう意味で、私どもやはりわが国の土地資源の制約なり経営の動向から考へると、飼料穀物自体に増産を直結することはなかなか無理があるだろうと思ひます。

その意味で、一つは、議論がありますのは、前々からも御議論のあります飼料用麦の問題でございます。まして、これについてはいろいろな形で多収品種の安定の問題とか、あるいは米管理の中における識別なりチェックの問題あるいは価格体系の問題等を含めて検討しなければならぬという気持ち

でいろいろ検討を進めているわけでございますが、この問題を除けば、そう量的に飼料穀物の大幅な増産を期待するということとは、私は率直に言つてむずかしいのではないだろうか。その意味で、わが国の飼料政策としては、やはり大家畜のえさである飼料作物の増産ということに重点を指向することがやはり優先順位が現実的に置かれるのではなからうか、このように考へているわけでございます。

そのような意味合いで、実はこの前の長期見通しの上でも、飼料穀物については特段の増産は考へておりませんが、飼料作物についてはTDN換算で九百万トンという現在の水準を六割以上も上回る増産目標を掲げて、草地造成、改良の問題、さらに既耕地への飼料作物の導入、それらの地域における反収の増加という問題に施策の重点を置はるといふことを打ち出しているわけでございます。

飼料穀物の問題は、やはり先ほど申し上げましたように、輸入の安定化努力、それから発展途上国に対する開発援助の強化による世界全体としての供給の増大ということにわれわれとしてはやはり力点を指向すべきであり、また事情が許す限りは輸入ソースの多角化ということも考へるべきものだろうと思つておられるわけでございます。

○鶴岡洋君 それでは最後に、飼料作物の増産という話がありましたが、飼料米についてお伺いしますが、一部の農家の中には、米の需給均衡を図るために転作物としての飼料米の生産に着目しているわけでございます。しかし、飼料米の生産はこれまで経験していない分野でもございまして、近年一部の地域において試験を実施しておられるわけでございますが、国は一定の条件の試験研究田については転作物面積のカウントを行うというところで、衆議院の農林水産委員会でも前向きな答弁があつたように報道されておりますけれども、飼料米の本格生産について農林水産省としていまだどのように考へておられるか、お伺いいたします。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。

いわゆる飼料米の問題でございますが、御存じのとおり、農政審議会の昨年の答申におきましても、長期的な課題として取り組む必要があるという指摘も受けておりまして、省内でもこの問題についての検討を始めたわけでございます。ただ、この農政審議会の答申並びに長期見通しなりの段階におきまして、この飼料米の本格生産に入ることはこの期間内には非常に困難であろうと。まあ、わが国の自給率の問題等を考えます際に、第一義的には、国内で直ちに生産可能であり、国民生活に直結いたします麦、大豆、飼料作物というようなものを志向すべきだろうと、このように考えておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、飼料用の稲、飼料米というものが、将来を考えるとやはり重要な意義を有するだろうという点は御指摘のとおりだろうと考えまして、したがって、現在本格生産には至りませんが、まず収益性等の面から考えましても、当面は超多収品種の育成の試験研究を進めるべきだと。五十六年度予算におきましても、こうした意味での予算措置もとったわけでございまして、試験研究機関として、国の試験研究機関を中心に体系的にこれを進めよう。その際、民間の試験研究につきましても、実規模によります諸特性の検定のための試験田が、ただいま申し上げました国の試験研究の参考となりまして、全体の試験研究の体系の中に位置づけられるようなもので、その品種なり作付の規模等が一定の要件に従えば、これを転作面積のカウントに入れてこうした試験研究を推進していくこと。転作を奨励するような性格のものでなくて、試験研究というような性格でございまして、これに対する奨励金は考慮いたしません。転作カウントはしまして超多収品種の育成を推進してまいりたいと、このように考えておりまして、近く通達を出そうと考えております。

○鶴岡洋君 奨励金を出さないといまおっしゃいましたけれども、都道府県、市町村独自にこの実

験栽培に奨励金を出しているところがあるわけですね。これは宮城県とか茨城県、千葉県、長野県、石川県、まあ宮城県などは一千八百万円になりまして、千五百六十万円ですか、こういうふうに出ているわけですね。重要な課題であり、またそうしなければならぬと、そういう官房長のいまお話がありまして本格的に、いろいろな面から言っても飼料米の開発に本格的に、いろいろな面から言っても問題はあると思っております。自給率の面から言っても当然やらなきゃならない問題だと思っております。再度この点について伺いたいと思います。

○政府委員(渡邊五郎君) 私どもただいま考えておりますのは、試験研究の体系の中で早急にこの超多収品種の育成を図ってまいりたい。技術会議におきましては五割増の反収を目標に研究をいたしておりますが、まあかなり長期の時間を要する試験研究だろうと考えております。

ただ私どもは、これは転作の話であるということよりも、むしろ試験研究の借り上げ田その他に對します措置として考えてまいりますので、これは私どもが転作を奨励していく現在の他の作物とは取り扱いは異にいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡洋君 以上で終わります。

○下田京子君 最初に、保険料軽減の後継者の要件緩和の問題でお尋ねしたのでありますけれども、先ほど他の委員に対して、ベア要件ですか、親子のベア要件緩和ということを考えているという旨のお話があったかと思うのですが、今回の財政再計算では、新規加入者を毎年三万三千人見込んでおられるのじゃないかと思うのですが、いままでの状況を見てみますと、保険料の納付の特例措置を除いて通常の加入はどうかといえ、五十三年度の場場合には約一万九千人、五十四年が約一万五千人だったと思うのです。特に、若年層の加入促進が非常に思い切って重視されていかなければならないと思う中で、いま検討されている内容という

のはそれだけなのかどうかという点をお聞きしたいわけですね。

○政府委員(杉山克己君) 加入促進の対策なんか、制度的な面におきましては、いま先生が御指摘になりました後継者、特定保険料の対象となる後継者の加入要件、これは従来ベア加入というところを要件の一つとしておりましたが、その点を外すということを考えております。これは政令以下で措置することにしておりますが、一般的にPR等とは別にいたしまして、制度的な加入促進の改善点というのはその点だけというのは残念でございますが、その点でございます。

○下田京子君 そこでちょっとお聞きしたいのですけれども、五十五年の三月末現在で後継者加入は何人で、うち特定後継者がどのくらいになっているのか、その割合いかに、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 特定保険料の納付者の数が、これは五十五年十二月末現在でございますが……

○下田京子君 私、五十五年の三月末で聞いているのです。

○政府委員(杉山克己君) ちょっといま手元にありますのは十二月末現在の数字でございますので、これで申し上げさせていただきます。

二万四千三百九十三名ということになっております。後継者比率二・八％ということでございます。

○下田京子君 加入者数は。

○政府委員(杉山克己君) 加入者数は総数百七万五千三百九十五名でございます。

○下田京子君 私は、後継者加入が何人で、うち特定後継者どのくらいかと、こう尋ねたはずなんです。

す。それに対して後継者の加入総数ということでございますが、これは加入総数でよろしゅうございまして、これは二十四万五千四十九名でございます。

○下田京子君 そうしますと、後継者加入の中で特定後継者というのは約一割程度ですね。一方、三十五歳未満の加入者全体で見ますと五万七千七百五十五人、これが五十五年三月末であると思っております。とすれば、そのうち特定後継者ということでは約四分の一程度に過ぎない、全体の中での三十五歳未満の中では四割程度になるのじゃないでしょうか。そうですね。

○政府委員(杉山克己君) 計算してみればそういう数値になります。

○下田京子君 そうしますと、この年金がどういう状況かといいますと、私が言うまでもなく二十歳から二十九歳の加入者がいま現在で一万七千八百六十六人、だから一歳年につきまして千七百八十人ということですね。一方、五十歳から五十九歳はどういう状況かという五十九万五千五百人、一歳年につき五万九千五百人と、こういうことになるわけですね。そうしますと、いまのような状況の中で、一方三十五歳未満が五万七千七百五十五人というところならば、思い切ったこの若年層の加入を進めていくということならば、三十五歳未満すべての保険料軽減という対応を考えていかるべきではないかと、こう思うわけなんです。これは大臣にお聞きしたいと思っております。

○政府委員(杉山克己君) 当然、未加入者の加入促進を図っていくかなければなりませんけれども、ただ、経営主である人自身を対象にするというよりは後継者を対象にするということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○政府委員(杉山克己君) 未加入者の加入促進は、当然規模等とかそのほかの要件、これについてはこの法律の目的なり趣旨というものがございまして、おおよそ加入したい人ならだれでもというわけにはなかなかまいらないということ、私どもも今回ベア要件を外すということでは

まあ制度的にはかなりの改善を図ったつもりでございます。

○下田京子君 三十五歳未満で早くしてお父さんを亡くして経営主になったという人が、その同じ年齢であつていわゆる学割が受けられないという不合理なんですよ、大臣。これはやっぱり財政問題等ももちろんあると思うのですけれども、大いにこれは考えていかなければならないのじゃないかと思うんです。大臣に聞いています。

○政府委員(杉山克己君) 大臣には、私からお答えした後でまた一般的なお見として答えていただきます。と思いますけれども、やはり事務的にいろいろ検討していきまう場合、どの範囲までを対象として取り上げるかということになりますと、政策的ななりあるいは財政負担なり、ほかとのバランスということになりますと、私もやはりペア加入要件は外しても、親からその後を引き受けて若くして経営に参加するという方々は当然これは一番重点として考えてしかるべき対象かというふうに考えるわけでございます。

それから、いま、そういうバランス論から言え、親を亡くして、まあ後継者という立場ではないけれどもみずから経営者として世の中に立つておる人、その人にも割引保険料をやつてはどうかというお話でございますが、実は経営主でありまして、強制的にはございませうけれども、当然加入というところで当然にこの制度に入つていただくというふうになつていくわけでございます。その点、後継者は親が加入するというのが一つの前提になつておるわけでございまして、当然の加入ではなく任意加入ということで、この点は制度的にもむしろ大いに働きかけて加入していただかなければならない対象というふうな仕分けになつておるといふふうに考えているわけでございます。

○国務大臣(亀岡高夫君) ただいま局長から申し上げたとおりでございます。まあ下田委員の質問の趣旨はわからないわけではございませうけれども、いま直ちにそういうふうにしてまいります

ためには、農林水産省としてはそこまではまだ考えていない、こういうことでございまして。

○下田京子君 当然加入者でおかつ三十万人のまだ未加入者がいるという話ははっきりしているわけですね。そういう中で、三十五歳未満であつて今度はいま要件を緩和するんだと言いつつも、お父さんが亡くなったということでも今度受けられないという点の問題点ははっきりしてしまつて、いま私が御指摘ということでしたけれども、大臣、これは私だけの要望じゃなくて、関係者ができたからそういう問題は考えてほしいという要望を強くされているということは御認識いただきだかと思つておられます。

次に、業務体制の充実の問題でお尋ねしたいわけですが、農業者年金ナンバー五十四という雑誌が出ております。これは見ますと北海道の例や全国各地の例が出ていますので、それの中ですら加入促進はどうしたら効果が上がるかという点で、戸別訪問が一番だ、こういうふうにかかれております。これは先ほど来からの政府の答弁にもそういう旨があつたかと思つておられますけれども、ちよつと詳しく御紹介しますと、北海道の連絡事務所の場合には、札幌市にあるのですけれども、職員が三人だそうなんです。で、二人出張しちやうと一人ぐらゐになるといふことになれば、変な話だけれども、もうトイレに行く間もないぐらゐに電話がひっきりなしにかかってくる、こういうふうにかかれておられます。そしてさらに農業委員会や農協の担当者、他の業務との兼任職員でもって、年金業務の事務処理で目いっぱいやれるというふうにはないと。その上に加入促進だとか、年金相談だとか、いろんなものをもち込まれて一人で悩んでいるというお話も出ております。改善方向はどうあるべきかということにつきましても、加入促進や年金相談を農業委員さんのうちから適任者を年金相談員あるいは年金推進員などの名で町村から委嘱してもらつて、行く行くは予算化して民生委員のような地位を確立して年金業務の推進に当たつていただくようなこ

とも考えてもらわなければならぬと、こういうふうな言つておられるわけなんです。こういう本場に現場で苦勞されている、そして農水省の考へているように加入促進を具体的にしていこうとすれば、どうしたていくお気持ちなのかという点で御聞きしたいわけですね。

○政府委員(杉山克己君) 実際のそういう加入促進のための実務というものは、主として農業委員会の方で担当しておられる。そのほかに農業協同組合なり、あるいは県段階なら農業会議、それぞれ所管して担当しておられるわけでございまして、ただ、専従職員を置いて巡回させるというやうなことになるかと、実は時期的に繁閑もあるというやうなことで、なかなかその点は私どもは悩みのところでございます。そこで、そういう業務活動に必要な事務費について、業務委託という形でこれを農業者年金基金から金を支給するということにありまうやうな年金相談員あるいは年金推進員というやうなことで、少し一般の方の中から、農業委員さんの中から協力していただける人をついて、地城地域の実情もございまして、実際にどういふふうに進めていくかということについては、地城地域の実情もございまして、そこはまたもう一つ予算の制約という点もありまして、今後相談しながら一番有効な方法を探つていくということを進めていく必要があるかと考えております。

予算的な手当て、率直に申し上げまして、この種の事務的な経費の増額というのはなかなかむずかしい。また特に五十七年は予算についての圧縮というところで、厳しい情勢が目に見えているわけでございますが、五十六年度におきましてはそういう情勢の中でも若干の増額を圖つたというやうなことで、できるだけ努力しているところでございまして、今後ともそういう現場の意見も聞きながら有効な対策を検討してまいりたいと考えています。

○下田京子君 現場の声は聞くけれど、予算の制約があつてなかなかむずかしいという話ですけれど、

ども、そういう結果どういふ状態が出ているかと言へば、一つ具体的にお知らせしたいのは、昨年、五十五年の五月に離農給付の制度改善をしました。が、それ以前の申請者が五十六年三月末時点で未処理になつておる人がいま一千件あるわけですね。それから五十五年の新制度になつて新たに申請された人が一千二十五件あるけれども、そのうち支給された人が二百三十五人というやうなことで、申請してからもう一年です。それで、旧制度の時点で申し込んだのにいまなおもらえないというやうなことで、離農して即もらえんと思つていたのに延々と一年もかかっているというやうなことで問題が起きておるわけですね。

さらに、これも農年の資料ですが、五十六年の一月三十一日付で農業者年金基金の理事長が、「事務処理について」ということで通達を出しなつておられるので、その通達は何かといへば、いま先ほど申しましたけれども、例の特定保険料の割引の問題です。間々申し出が遅かつたために、資格があつたのに、もうずるずるしている間に三十五歳を過ぎてしまつたというやうなことも起きておるので、ぜひ改善しようというやうなことで通達を出した。しかし、通達を出したからといって、もうさつきの北海道の例じやないですけれども、戸別訪問というのが一番よくわかる。すべて片一方からというのじやなくて、いろいろ相談があつたら相談があつたところには、電話だけじやなくてせめて出かけていくとか、そういう体制というのが必要になつてくるわけですよ。とすれば、当然これはやはり考えなければならぬのじやないかと思つておられますが、どうですか。

○政府委員(杉山克己君) 離農給付金の裁定状況がおかれておるということについての御指摘でございますが、御承知のように、昨年の制度改正、かなり離農給付金の本来の性格を要する基本的な改正であつたわけでございまして、この結果、一時期に多数の申請件数が出てきた。旧制度に乗つておつた者が全部この際ということでも当然出てまいつたわけでございまして、そういう意味では

一時期だけの過渡的な現象でございしますが、このために事務的に繁忙をきわめておる。最大限努力して今日まで毎月三百ないし四百件程度の裁定が行われておるといふ状況でございします。何分にも金銭を伴う事務処理でございしますので、慎重を期するといふこともあつて若干時間がかつておりますが、この調子でまいりますれば、未処理件数は少なくとも本年じゆうでございするだけ早い時期に、もうことしといふことであることとなく、できるだけ早い時期にと考えておりますが、ほぼ解消できるといふふうに見えておるわけでございます。

それから予算の話と同時に、指導の話あるいは研修の話、総合的に運用する話になつてくるかと思ひますが、個別加入の促進については、専任職員を置くといふようなことはできないにしても、研修によつて職員の質も高める。それから、そういう勤務に必要なパンフレットでありますとか、その他印刷物、一般的なPR手段についてその整備を図るといふようなことをいたしながら、当然予算の確保にも努力をしながら、その勤務についての充実を図つてまいりたいと、こう考えております。

○下田京子君 未処理の問題はとにかくことしじゆうに何とかしたいといふことでございしますが、それはもうできるだけ早くやつていただかなければなりません、現実的にいま一年たつてもなおかつ未処理があるんではないかと、これは事実です。そういうものが業務体制等から来ているといふこともまたはつきりしてございます。いろいろなそのほかのこともあるでしょうけれども、審査やなんかを一つ一つやらなければならぬわけですから。

それから、これは大臣に最後に業務の問題でございしたくないのでございしますが、大臣も御承知のように、福島県の農業会議の場合は正職員が十名、嘱託員が六名です。年金業務をしてる人が二人おりますけれども、年金の相談だけでも、毎日とにかく少なくとも二、三件、多いときは十件を超すと、こういうふうに行われております。

さつき局長が少し努力して予算も上乗せしたと言われておりますけれども、国からの助成金は百六十五万七千円です。別途そういう中であつて年金の協議会として七百万円を予算化しているわけなんです。そういう中であつて加入促進の事業をいろいろとこう骨折ししながらやられておるわけですね。とすれば、これから加入促進をもっと進める、あるいは年金業務の方も受給者が非常にふえていくといふことになりまして、これは老齢年金の方もそうだし、それから経営移譲年金もそうですから、大変なことになると思ふんですよ。そういう点を考えたら、当然、私はこのいつも問題にしております業務問題、体制も含めて、予算措置といふのはもう新たに全国調査し直して考えるべきだと、こう思ひます。大臣どうでしょう。

○政府委員(杉山克己君) 業務の能率的な執行、そのための体制整備といふことを総合的に考えながら、できるだけ必要な事務費予算の確保に努めてまいりたいと、かように考えております。

○下田京子君 その次にちよつと財政問題でございしたくないわけなんですけれども、今回の財政再計算とそれからいまままで過去二回やられた再計算で大きく違つておる点は、何といつても過去二回の場合は年金の引き上げ率と保険料の引き上げ率が基本的に同じだったと思ふんです。ところが、今回の場合には年金が現行比で八・七パーセントアップといふ中で、一方保険料はどうなるかといへば、これは二・六パーセント最終的には六・一パーセントも上げられる。最も違う点はここにあると思ふのですけれども、この認識でよろしいですか。

○政府委員(杉山克己君) そのとおりでございします。

○下田京子君 そうしますと、ここにやっぱ今回のこの法案の大きな問題点があると思ふんですよ。そこで聞きしたい点なんですけれども、この農業者年金の場合には厚生年金並みにということから出発してきたと思ふのです。ですから、計算の方法もそういうことでやつてきたと思ふので

すけれども、一か月にしますとどのぐらいになりますか、金額。今回の推計農業所得月額がどうなるかといふこと。

○政府委員(杉山克己君) これは幅があるものでございしますが、十一万九千円ないし十三万三千円、こういうことになるわけでございます。

○下田京子君 モデル計算で逆算した場合に一月か月どういふことになりましたか。

○政府委員(杉山克己君) モデル計算の場合は十二万九千円という金額になります。

○下田京子君 モデル計算で、正確に言えば十二万九千四百円じゃないでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 端数まで入れればそうですが、私もモデルの計算は事例としての計算でございしますので、扱う場合には端数を切り捨てて処理いたしておるわけでございます。

○下田京子君 その計算の具体的なことを私はお聞きしたのではなくて、月額に直すと幾らかといふことを聞いておるわけ、正確にお答えいただきたいと思ひますが、いすれにしても、厚生年金のモデル計算の平均の標準報酬月額が十九万八千五百円です。ところが、農業所得の方は十二万九千四百円といふことで、ベースになるのが厚生年金の月額の六五パーセントということになると思ひます。実際にモデル年金で言えば厚生年金に対して農業者年金の方はその八二パーセント、こういうことになると思ふのでございしますが、そこで尋ねたい点は、過去の四十六年、五十年それから五十二年、今回と——今回ののはわかりますけれども、それぞれの年金加入農家のいわゆる推計農業所得がどうなつておるのかといふのが一つ。それから次に、それを計算の際に使つておられますその十五・八で割つた場合の月額がそれぞれどうなつておるのか、ちよつとお知らせください。

○政府委員(杉山克己君) いまお手元にあります資料は、農業所得の月額で出しておいてございまして幅がございします。制度発足時四十六年一月は五万七千四百円から六万九千五百八十円の間、それから四十九年度改正、五十年一月の場合は五万六千九

百十七円から八万二千九百十七円の間、それから五十一年度の改正、五十二年一月の場合は九万六千円から十二万一千円の間といふことになつております。年間所得はこの十二倍といふことで、後ほどまた計算して差し出しますが、以上のような数字でございします。

○下田京子君 どうして言つたことに何か正確に答えてくれないんでしょうね。私、いろいろ調べてみましたら、四十六年度の場合には月額四万五千円だと思ひます。いいですか。それからそのときの月額の保険料は七百五十円でしたが、それから五十年の場合には——推計農業所得ですよ、五十年が十一万二千円、それから五十二年が十一万四千円、そして今回が十二万九千四百円ということだと思ふのですが、間違いないでしょう。

○政府委員(杉山克己君) 計算技術的な問題でございしますけれども、幅をつけて計算をいたしておるわけでございます。それから推計農業所得についてはいろいろな計算の仕方がありますが、年金額の積算根拠として使つておる数字は、ちよつとその点が私の手元の資料と違ふのですが、四十六年一月の場合は、四万五千円と言われましたが四万円になつております。平準保険料は七百五十円。それから四十九年度の場合は五万二千円に対して二千三百円、それから五十二年一月の場合は九万五千円に対して三千七百六十円、それから今回が十二万九千円に対して八千五百六十七円。

なお大変申しわけありませんが、先ほど私農業所得見込み月額を十二倍すればと言ひましたのはこれは誤りでして、賞与等もございしますので、これはむしろ所得を逆に割つたといふ感じでございますので、十二倍ではございしません。

○下田京子君 どうもややこしくつて……これは農林省からいただいた資料なんです。農業所得の推移で見ますと、四十六年には年額でもつて七十万五千円なんです。それを月額に十五・八で割つたら幾らですか。それ聞いた。それなら四万五千円になるんです。それからさうやつていきま

んです。それを十五・八で割ると十二万二千円になるんです。数字、そうでしょう。もう一度確認します。

○政府委員(杉山克己君) わかりました。おっしゃっておられますところの農業所得と、私どもが年金算定に用いました過程の——過程といいますが、プロセスにおきますところの数字とには若干の開きがあるわけでございます。これはなぜかと言いますと、農業所得の推移それ自体は農家経済調査に基づいてとりました場合、いま先生がおっしゃった数字、そのとおりでございます。したがって、逆に月額も計算すればおっしゃったような数字でも出てまいりますわけでございます。

○下田京子君 そういうことで、年金加入農家の推計農業所得というのは、四十六年当時——四十六年というのはつまり農業者年金の発足当時のことなんです、月額にして四万五千円でしょう。そして今度の再計算のときで、五十七年一月以降でどうなるかという、十二万九千円でしょう。この比率——比率というか、どのぐらい上がっているかといえますと、約二・九倍になっているわけですね。推計農業所得の方は、ところが、それじゃ月額保険料はどうかと言いますと、四十六年度の発足当時が七百五十円、今度が五千円と、こういうことになっていますね。そうしますと、保険料の掛金の方のアップ率、これは何と六・八倍にもなるんです。つまり、推計農業所得をはるかに上回った形で月額保険料が上がっているというところが一つ言えるわけです。

それからもう一つ、農業所得の中で保険料がどのぐらいの割合になっているかというのを、これは私の方から数字を申し上げますと、四十六年で一・七%、五十年で一・五%、五十二年で二・一%、五十七年で四%と、つまり、推計農業所得の中に占める保険料の割合がどんどん上がってきている。これが一つです。

それから同時に、こういう中で、御夫婦で加入されている場合にどういう計算が成り立つかといえますと、五十七年四月以降は物価スライド分

七%織り込むとして、農業者年金の掛金は月五千円でしょう、五十七年一月以降。それに今度は国民年金が土台になきやならないわけですよ。御夫婦ですら五千九百九十円掛ける二ということになるわけですね。そして付加分が四百円ということで見ますと、何と一カ月で一万五千八百八十円という負担になるのです。農業所得は名目ですら二年連続マイナスになっているのです、いま。こういう状況の中で保険料のアップがどんどん行くということは、だれが見たって農家のいまの負担能力をオーバーするものではないだろうか、こう思うのですけれども、大臣、そこはどういうふうな説明されるんですか。

○政府委員(杉山克己君) 農業所得の増加に比べて保険料の増加の割合はるかに大きいというのは、いま御指摘になったとおりでございます。それから、農業所得に対する保険料の割合を見ますという、これは実は、制度につきまして改善、改定を加えます場合は、推定所得に対する比率で見てもおろけてございます。実績の所得に対する比率は若干違ってくるわけでございますが、先生の数字は実績所得に対する比率で、若干の差はありますが、そういう傾向で、それから今回の改正時のものはこれは推定所得に対する見込の比率、これは四・〇%ということになります。

確かに、保険料の所得に対する割合というのはいすれにしてもかなり上がってまいって、年々重くなってきたということは事実でございます。ただ、これにつきましては、給付の実態が変わってきている、そのほか加入者の数等についても情勢の変化があるというようなことで、保険計算全体から見て、この仕組み、制度のたてまえ上、私どもはやむを得ないところというふうに考えているわけでございます。

ただ、平準保険料をそのままとしますという、本来上げるべき水準はそうかもしれないが、まさに先生の御指摘になったように、農業所得が停滞している今日、そういう急激な変化はこれは好ましくないということで、私ども今回は平準保険

料をはるかに下回る改定にとどめて、さしあたって五千円というところで保険料を設定し、その後毎年四百円ずつ五年間にわたって引き上げていくという措置をとったところでございます。そういう意味で、保険財政も考慮し、また農家負担の点も考慮してこれだけの引き上げということで御理解を願いたいということで提案申し上げているところでございます。

○下田京子君 いすれにしても、農家の負担能力が非常に困難になってきているということはお認めになったわけですね、いま。

そういう中で、なぜこの大幅な保険料の値上げが必要になってきたかという点なんですけれども、これはやはり、経営移譲率が非常に増大してきたというところが一つの大きなやっばりはつきりした要因になっていると思うのですが、これをもし、当初、前回の計算のときのように、仮に経営移譲率を四〇%と見た場合には平準保険料はどのくらいで収まったでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) いろいろな要素が変わってきたことが保険料に響いていることは確かでございます。その中で一番大きく保険料に響いたのは、経営移譲率が見込みよりもはるかに高くなったということでございます。見込みの段階では経営移譲率四〇%ということで見込んでおりましたが、これが実績、それから今後の推定もしたがってそれを延ばすということになるわけでございますが、約八〇%というふうに見込まれております。この原因は、経営移譲の要件は、所得権の経営移譲だけでなしに、五十一年改正の際に、利用権の設定をも移譲対象に認めるという、移譲の要件として成立するということと認めるということをしたためにこういうふうになくなったという事情でございます。

いすれにいたしましても、その結果は保険料を引き上げざるを得なくなったという事情があるわけでございます。仮に先生がいまその前提を出されましたようなことで、経営移譲率だけを前回並みに置かえて保険料はどうなるかということ

を計算しますと、これはそのほかの諸要素をどう置くかということがいろいろ問題がありますので正確ではございませんが、大体的に見るといたしましては、平準保険料は約五千六百五十円程度となるというふうに計算されます。

○下田京子君 とにかくその経営移譲率が上回ったということで財政負担が非常に大きくなり求められてきているということははっきりしたわけですね。私は経営移譲率の増大が悪いということを言っているのじゃないのです。それは誤解しないようにしてください。

そういう中で問題なのは、残された経営移譲できなかった二割の人たちの問題が出てくるのです。この人たちはどういう状況かといえますと、今回の財政再計算に見ましても、月額保険料が——これは財政再計算の話ですから、実際に平準保険料が八千五百六十七円でしょう。そういう中でもって給付は老齢年金でもって五千九百五十九円ということになりますね。そうすると、納めた保険料に対してもらうのが約七割ということになるんです。これが一つですね。

その結果、これはモデル年金の話ですから、じゃモデル年金で三十年間、実際にいま現在の保険料は月六千七百円ですから、その六千七百円を三十年間、信託で、年利七%で、半年複利で預金した場合にどうなるかということ、国会の下にあります大和銀行に計算してもらったんです。そうしたら、コンピュータにかけまして出されてきたのが、驚いたことに元金合計が八百六万一千円になるそうです。そして元金には手をつけなくて、毎年利子分だけで五十六万四千円ずつ受け取れるという実態が出たわけなんです。ところが、老齢年金の場合には、経営移譲できなかつた二割の人は年額で三十二万二千二百円しかもらえないということになる。この問題はこういうふうにするのかという点が残るわけですね。とすれば、その経営移譲だとか何とかというものはもう必要ないじゃないか、新たな形で本格的な農業者年金の仕組みを再検討すべきではないか、こう思うわけ

なんです、どうでしょう。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金の性格といえますか、政策目的をどう受けとめるかということにかかわる問題かと存じます。一般的な老後保障ということなら、現在国民年金という制度がありまして、一般の自営業者と同じように農家もこれに加入できるわけでございます。わざわざ農業者年金制度というものを設けましたのは、やはり農業政策上の経営の若返り、適期の経営移譲、それから農地保有の合理化、これは目的にもうたつてあるとおりでございますして、そういう意図があるわけでございます。そういうことを推進するたための保険制度ということになりますと、保険事故といえますか、保険に該当する事由、これが発生しなければやはりそれに相当する年金は支給できないということになるわけでございます。その意味では、確かに二割の方が老齢年金だけしか受け取れないという事態は出てまいりますけれども、それはそういう保険を期待して加入されたということで、まあ掛け捨ての、むしろ支払った金額を随い得ないような保険では御不満だというような事態があるいは出てくるかもしれませんが、およそ保険というものの性格から私はやむを得ないところではないか。そのかわり、経営移譲をされた場合には、そういう実質に見合つてそれなりの、相当ほかの制度にはないような手厚い老後保障を含めた年金給付ということが行われるようになっていくわけでございます。それからまた、こういったことに対して国庫の負担も、一般の場合よりかなり高い率で負担が行われているというような政策的な支持もなされているわけでございます。

○下田京子君 政策的年金だから仕方がないよということなんです、それじゃその政策的な年金の身中の話で、いまもありましたが、経営者の若返りの話ですよ。経営移譲を受けた後継者のうち、農業者年金に加入している者の割合、これは五十二年から推移を示していただきたいというのが一つです。

受けた後継者の中で、国民年金非加入者の率はどうなっているか。

○政府委員(杉山克己君) 五十一年が、全体の件数が一万四千九百七件。これは裁定請求時における農業者年金の加入状況ということでございますが、その裁定者の総件数が一万四千九百七件、そのうちに、国民年金非加入の方が五千九百五十三名、それから農業者年金に加入していない方が七千八百八十七名、農業者年金加入の方が七千六百六十七名。これが五十二年は、国民年金非加入が一万四千九百五十三、農業者年金非加入が一万四千六百六十五、農業者年金加入が三千四百四十九。昭和五十三年は、国民年金非加入が一万八千九百九十三、農業者年金非加入が一万七千五百四十四、農業者年金加入が三千六百三十八。それから昭和五十四年が、総数四万二千四百四十、そのうち国民年金非加入が二万一千八十一、農業者年金非加入が一万七千五百十三、農業者年金加入が三千五百四十四。十六と、こういう数字になっております。

○下田京子君 実数で示されましたが、わかりやすくしますと、そうしますと、経営移譲を受けた後継者の中で、農業者年金に加入している者が全体の中で何％かといえ、五十一一年が一・九、五十二年が九・六、五十三年が九・〇、五十四年が八・四と、年々下がっていますね。それから国民年金の非加入者の率で言いますと、五十一一年が三九・九、五十二年が四五・六、五十三年が四七・八、そして五十四年は五〇％という事態になっていますね。

そうしますと、午前中から他の委員にもお話し
 になっておりましたけれども、若返りを図るんだ
 と、こう言いつつも、それからまた、今後大いに
 若返り促進のために努力すると言いつつも、実態
 は、過去の四年間を見てもどんどんどんどん悪い
 状況になってきているんですよ。一方、加入促進
 ということを言葉で言いつつ、そういう業務体制
 については予算の範囲内という話になっている
 んですね。それじゃ、もうこれは一体どういうこ
 とになるんですか、というふうに問題が非常に多

いと思うのです。

それから、これも農業者年金の政策的な中身の一つだと言われている農地の保有と合理化、細分化しないように、こういう話もうろろされているようですけれども、時間がもう迫っておりますから私の方から言いますが、これは確かに農地の分散化という点で一定の役割りは果たしていると思いますよ。ただし、厳密な意味で言つたらどうでしょうかということなんです。これは経営移譲の要件で、私が説明するまでもなく御承知だと思つておられますけれども、一年前に三十アール自留地を残しておいて、そしてこれは売つてもいいし、貸してもいいわけでしょう。三十アールだけ残しておけばいいんですよ。それをもう何か本当に唯一のもののようになかつて、農地分散化を防ぐだとか、あるいは政策的な意味があるんだとか、こういうことを繰り返されていますけれども、実態はそうなつていないということがはっきりしてきたと思うのです。

としますと、私はどうしても、これは社会保障制度審議会の答申でも指摘されておりますけれども、今回の財政再計算の結果によれば、近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生じることは必至と見られるので、この際農業者年金制度そのもののあり方を抜本的に考えなさいと、こう言っているわけです。で、いろいろ検討しておりますよということなんですが、その検討の方向として、一つは、大臣自身も言われていると思うのですけれども、もう保険料の大幅アップというふうな方向だけじゃなくて、一定の国の負担ということも考えて対応しなければならぬだろうと。

それから二つ目には、やはり国民年金の上積み年金だということを考えたときに、基礎年金ということの充実ということで一体化していかねければなりません。うし、現在ある国民年金で、支給開始年齢が一歳でも二歳でもこれがまた上乗せになれば、それだけ財政的にも浮くということとはつきりしてくるわけなんです。そうして、何よりもやっぱり農業者年金の基盤強化という点

では新規加入の促進を図らなければなりませんし、主婦の加入も進めなければなりませんから、そういう点を総合的に検討されるおつもりがあるかどうかという点で、これはもう今後の大きな方向ですから、大臣から一言だけ決意をお聞かせください。大臣に、これはもう一言だけです。

○政府委員（杉山克己君） 大臣から後で申し上げさせていただきますが、事実関係についてちよつと説明させていただきたいと思ひます。

○下田京子君　もう時間がないからよろしいです。やれるかどうかだけです。

○政府委員(杉山克己君)　いいえ。ただ、先ほど御指摘になった国民年金加入の問題について、確かに農業者年金の加入の比率、裁定者の中で比率としては下がっておりますが、実数としては上がってきている。五十三年に比べて五十四年は、ほぼ横ばいより若干下がったということはありますが、五十一年当時に比べればはるくらいに上がってきておりますし、それから国民年金の非加入がふえているのは、これは全体的にむしろ厚生年金等の加入者がふえたという全般的な社会情勢が反映されているのだということを御説明しておきたいと思ったわけでございます。あとの問題については、もう少し御説明したいこともありませんが、大臣から御答弁申し上げることにさせていただきます。

○國務大臣(龜岡高夫君) この農業者年金は、制度が始まりましてから十年、やつと十歳になったということ、十年間としては、それぞれの立場の方々の御努力により、ここまでよく育ってきたという見方もありましようし、まだまだこういう未熟児じゃ困るという見方もありましよう。私どもとしては、これで十分というような考えは全くなく、よりよい制度にし、内容を充実していかなければならぬということとはしばしば申し上げてきているとおりでございます。したがって今後とも年金全般の、この農業者年金だけじゃなく、その他の、国民年金にいたしましても、各種共済年金にいたしましても、それぞれ大きな問題を拘

えておることは御承知のとおりでございます。したがって、これら年金制度全般にわたって抜本的な検討を加え、それに対する対策をいまして決断をせまんと、将来大変なことになるというような認識を私自身は持つておるわけでありまして、したがって、この農業者年金につきましても、それらの一環ともならみ合わせながら、いま研究会をつくりましてそこで検討をさせておるということで、目標とするところは、法の精神を十二分に生かした年金に育てていきたいという意欲のもとに実施しておるわけでありまして。しかし、御承知のように、福祉国家の先進国を見ましても、やはり高福祉、高負担というような道を歩いているという、やはり先進国の例等も十分に踏まえて、日本は日本独自の、日本型のやはり年金制度をつくり上げていかなければならぬ、そんなふうな考えをしております。

○下田京子君 時間になったのですが、最後に一問だけ。

いま秋田県の沖で、日米対潜共同訓練が行われているわけなんです。この問題について、地元の方々の声、関係者から非常に大きな不安と怒りの声が訴えられているわけなんです。即時中止せよという、この問題についてどういう態度をとられているのか、お尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(岡岡高夫君) これは私も新聞を見てびっくりしましたので、すぐきのう、閣議の前に防衛庁長官に対して、こういう点は、やっぱりお互いにいつも近くにいるのだから、せめてこういう演習をやる、ついでには何かありませんかと言うくらいのことであつてもいいのじゃないかと、こういうことを防衛庁長官に私はきちんと申し上げて、注意を促しておいたところでございます。まあ、あしからるところ、いろいろ防衛庁の方でも連絡をしてくたわけでありまして、農林水産省側から見ますと、はなはだもって不親切きわまりないということは、私は防衛庁の事務当局に申し上げたわけでありまして、実弾射撃をしなくなったのだから、皆さん方の言うことを聞いて実弾射撃をしなく

なつたのだから、来て漁業を続けられれば、自分

の方で演習を緩和しながらやっていたのだから、といったような調子であつたわけでありまして。しかし、それじゃ困るのであつて、やっぱり軍艦が、自衛艦が浮かんでおれば、それは演習をやつておるといふことになればどうしたつて漁民は魚をとりにいく気になれないと。そういうことなんだから、少なくとも地連というものが各県にあるんだから、漁業協同組合やあるいは県庁や関係市町村に対して、せめていつ幾日かからいつ幾日まで

こういう演習をやりますよと、危ないですよと、こういう連絡くらいはしてくれてもいいじゃないかと、こういう注意を、申し入れをいたしておきまして、今後そういう点を十分配慮して、二度とこういうことのないようにしますという事務当局からの話とも聞いておるわけでございます。まあ今回ののは非常に遺憾なことであつたかと、私も閣僚の一人として感じておる次第でございます。

○下田京子君 一言。ちよつと御認識が甘いような気がするんですよ。漁民が、いまマスの最盛期で最もいい漁場でもあるというふうな中で、過去に見ましても、十年前にも網が切られたとか、七八年にも事故があつたとか、そして今度は原潜の当て逃げ事件だとか、いろんなことがあるわけですね。これはもう時間オーバーしちゃつておりますので申し上げませんが、再度抗議もし、また中止を申し入れてほしいということを、関係者にかつて私は大臣に要望しておきたいと思つてます。

以上です。
○委員長(井上吉夫君) 本案に対する今日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、総合食糧管理法(衆)

総合食糧管理法

総合食糧管理法

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この法律は、国民食糧の確保及び国民経済の安定を図るため、総合的に食糧を管理することにより、その需給及び価格の調整並びに配給に必要な流通の規制を行うことを目的とする。

(主要食糧の定義)

第二条 この法律において「主要食糧」とは、米、穀、大麦、はだか麦、小麦、大豆、とうもろこし、こりやんその他政令で定める食糧をいう。

(米穀の政府買入れ)

第三条 政府は、別に定める法律に基づき生産された米穀を、政令で定めるところにより、その生産者が第二十一条第三項の集荷業者に委託をして又は直接行つた売渡しの申込みに応じて買入れなければならない。

(米穀の政府買入れの価格)

第四条 前条の場合における米穀の政府の買入れの価格(以下「生産者米価」という。)は、政令で定めるところにより、当該米穀に係る稲の作付時期前の政令で定める期日までに、別に法律で定めるところにより設立される農民組合(以下単に「農民組合」という。)の代表者と政府との協議により定めるものとする。

2 政府は、前項の規定による生産者米価の決定があつたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

3 第一項の規定により定められた生産者米価は、経済事情の変動が著しい場合には、農民組合の代表者と政府との協議により改定することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

第五条 農民組合の代表者又は農林水産大臣は、前条第一項又は第三項の協議が開始された場合には、生産者米価の決定又は改定につき、別に

法律で定めるところにより設置する総合食糧管理委員会(以下単に「総合食糧管理委員会」という。)にあつせん又は調停の申請をすることができる。

2 総合食糧管理委員会は、前項の申請があつた場合には、あつせん又は調停を行うものとする。

第六条 農民組合の代表者又は農林水産大臣は、次に掲げる場合には、総合食糧管理委員会に仲裁の申請をすることができる。

一 生産者米価の決定につき前条第二項のあつせん又は調停が行われている場合において、第四条第一項の期日までに生産者米価を定めることができないおそれがあるとき。

二 生産者米価の改定につき前条第二項のあつせん又は調停が開始された後一月を経過して、なお生産者米価を改定することができないとき。

2 総合食糧管理委員会は、前項の申請があつた場合には、仲裁を行うものとする。

3 仲裁裁定は、第四条第一項の規定による生産者米価の決定又は同条第三項の規定による生産者米価の改定と同一の効力を有する。

4 仲裁裁定により決定され又は改定される生産者米価は、次に掲げる基準により算定される価格を下つてはならないものとする。

一 米穀の生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨とする。

二 前号の米穀の生産費に含まれる自家労働の価額を他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準となるように評価すること。

5 第四条第二項の規定は、仲裁裁定により生産者米価が決定され、又は改定された場合に準用する。

(食料の用に供するための米穀の政府売渡し)

第七条 政府は、その買入れた米穀を食料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、第十六条第一項の配給計画に従つて、第二十二條第三項の卸売販売業者又は

政府の指定する者に売り渡すものとする。
(食料の用に供するための米穀の政府売渡しの価格)

第八条 前条の場合における米穀の政府の売渡しの価格は、政府が、総合食糧審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、家計費及び物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

2 政府は、前項の規定により米穀の政府の売渡しの価格を定めようとするときは、国会の承認を受けなければならない。

3 政府は、第一項の規定により米穀の政府の売渡しの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 第一項の規定により定められた米穀の政府の売渡しの価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(飼料の用に供するための米穀の政府売渡し及びその価格)

第九条 政府は、その買い入れた米穀を飼料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札のうち農林水産大臣が選択する方法により売り渡すものとする。

2 前項の規定により米穀の売渡しをする場合の予定価格は、政府が、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定させることを旨として定める。

4 政府は、前項の規定により標準売渡価格を定めたときは、政令で定める米穀について、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 第三項の規定により定められた標準売渡価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。

ることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。
(麦等の政府買入れ及びその価格)

第十条 政府は、別に定める法律に基づき生産された大麦、はだか麦、小麦、大豆、とうもろこし、こりやんその他政令で定める主要食糧(以下「麦等」という。)を、政令で定めるところにより、その生産者の売渡しの申込みに応じて買入れなければならない。

2 第四条から第六条までの規定は、前項の場合における麦等の政府の買入れの価格について準用する。

(麦等の政府売渡し及びその価格)

第十一条 政府は、その買い入れた麦等(麦等を加工し、又はこれを原料として製造した製品を含む。以下この条において同じ。)を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札のうち農林水産大臣が選択する方法により売り渡すものとする。

2 前項の規定により麦等の売渡しをする場合の予定価格は、政府が、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、麦等を食料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、家計費及び食料の用に供するための米穀の政府の売渡しの価格その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定め、麦等を飼料の用に供するために売り渡す場合には、政令で定めるところにより、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定させることを旨として定める。

4 第九条第四項の規定は、前項の規定により標準売渡価格が定められた場合に準用する。

5 第三項の規定により定められた標準売渡価格は、経済事情の変動が著しい場合には、改定することができる。この場合においては、同項及び

び第九条第四項の規定を準用する。
(米穀及び麦等以外の主要食糧の政府買入れ及び政府売渡し並びにそれらの価格)

第十二条 政府は、必要があると認めるときは、米穀及び麦等以外の主要食糧の買入れ又は売渡しをすることができる。

2 前項の場合における米穀及び麦等以外の主要食糧の政府の買入れ又は売渡しの価格は、政府が、時価に準拠して定める。

(輸出入のために行う主要食糧の政府買入れ及び政府売渡し並びにそれらの価格)

第十三条 政府は、必要があると認めるときは、総合食糧審議会の意見を聴いて、主要食糧の輸入を目的とする買入れ又は輸出を目的とする売渡しをすることができる。

2 前項の場合における主要食糧の政府の買入れ又は売渡しの価格は、政府が定める。

3 第一項の規定による主要食糧の政府の買入れは、食糧自給力の維持及び強化のために確保されるべき国内生産を阻害することのないよう十分配慮し、同項の規定による主要食糧の政府の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行うものとする。

(主要食糧の政府貸付け等)

第十四条 政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の貸付け又は交付をすることができる。

2 政府は、必要があると認めるときは、主要食糧の交換、加工又は製造をすることができる。
(主要食糧の政府備蓄)

第十五条 政府は、別に法律で定めるところにより作成する主要食糧の備蓄に関する計画に従つて、主要食糧の備蓄をしなければならない。

(食料用米穀の配給計画等)

第十六条 農林水産大臣は、毎年、総合食糧審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、政府が食料の用に供するために売り渡す米穀(以下「食料用米穀」という。)の配給に関する

計画(以下「配給計画」という。)を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動を生じた場合において必要があると認めるときは、総合食糧審議会の意見を聴いて、配給計画を変更することができる。

3 農林水産大臣は、配給計画を定め、又はこれを変更したときは、政令で定めるところにより、都道府県知事に通知するものとする。

(食料用米穀の都道府県配給実施計画等)

第十七条 都道府県知事は、配給計画に即して、毎月、当該都道府県における食料用米穀の配給に関する実施計画(以下「都道府県配給実施計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県配給実施計画を定めたときは、これを市町村長に通知するとともに、第二十二條第三項の卸売販売業者に対し当該卸売販売業者が政府から買い受けることのできる食料用米穀の数量の割当てをするものとする。

(食料用米穀の市町村配給実施計画等)

第十八条 市町村長は、都道府県配給実施計画に即して、毎月、当該市町村における食料用米穀の配給に関する実施計画(以下「市町村配給実施計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村長は、市町村配給実施計画を定めたときは、これを第二十二條第三項の小売販売業者に対し当該小売販売業者が同項の卸売販売業者から買い受けることのできる食料用米穀の数量の割当てをするものとする。

(食料用米穀の小売販売業者及び消費者への売渡し)

第十九条 第二十二條第三項の卸売販売業者は、第十七條第二項の規定により割当てを受けた数量の食料用米穀を第二十二條第三項の小売販売業者の買受けの申込みに応じて当該小売販売業者に売り渡すものとする。

2 第二十二條第三項の小売販売業者は、前条第二項の規定により割当てを受けた数量の食料用

米穀を消費者の買受けの申込みに応じて売り渡すものとする。

(政令への委任)

第二十條 第十六條から前条までに規定するもののほか、食料用米穀の配給に關し必要な事項は、政令で定める。

(米穀の集荷の業務の許可)

第二十一條 米穀の集荷の業務(米穀の生産者から米穀を集荷する業務及び当該業務を行う者から米穀を集荷する業務をいう)を行おうとする者は、政令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、これを受けようとする者が同項の業務を的確に遂行するに足りるものとして政令で定める要件を備える場合に、生産者からの米穀の適正かつ円滑な集荷を確保することを旨とするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の許可を受けた者(以下「集荷業者」という。)の業務の運営について必要な基準を定めるものとする。

4 農林水産大臣は、前項の基準を遵守させ、その他集荷業者の業務の運営を確保するため必要があると認めるときは、集荷業者に對し、その者の業務に關し必要な改善措置を採るべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、集荷業者がこの法律若しくはこの法律に基づいて發する命令若しくはこれらに基づいて行つた処分違反したとき又は第二項の政令で定める要件を欠くに至つたときは、政令で定めるところにより、その許可を取り消し、又はその業務を停止し、若しくは制限することができる。

6 前各項に定めるもののほか、集荷業者の許可に關し必要な事項は、政令で定める。

(食料用米穀の卸売りの業務及び小売りの業務の許可)

第二十二條 食料用米穀の卸売りの業務又は小売りの業務を行おうとする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ

ならない。

2 前項の許可は、これを受けようとする者が同項の業務を的確に遂行するに足りるものとして政令で定める要件を備える場合に、消費者に対する食料用米穀の適正かつ円滑な供給を確保することを旨とするものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の許可を受けて食料用米穀の卸売りの業務を行う者(以下「卸売販売業者」という。)及び同項の許可を受けて食料用米穀の小売りの業務を行う者(以下「小売販売業者」という。)の業務の運営について必要な基準を定めるものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、卸売販売業者及び小売販売業者について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(米穀の政府への売渡しの勧告等)

第二十三條 農林水産大臣は、米穀の需給がひつ迫したことにより配給計画に即した食料用米穀の適正かつ円滑な配給を確保することが困難となつたときは、米穀の生産者に對し、その生産した米穀を政府に売り渡すべきことを勧告することができる。

2 政府は、前項の規定による勧告に従つて米穀を政府に売り渡した米穀の生産者に對し、政令で定めるところにより、出荷協力交付金を交付することができる。

(米穀の譲渡の制限)

第二十四條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により定める場合、米穀の生産者がその生産した米穀であつて市町村長の許可を受けた数量の範囲内のものを無償で譲渡する場合その他農林水産大臣の指定する場合を除いて、何人も、米穀を政府以外の者に譲り渡しはならない。

(米穀の買受けの制限)

第二十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により定める場合及び農林水産大臣の指

定する場合を除いて、何人も、營業の目的をもつて売り渡し又は使用するため米穀を政府以外の者から買ひ受けてはならない。

(主要食糧の譲渡等に関する命令)

第二十六條 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な配給を確保し、その他この法律の目的を遂行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主要食糧の配給、加工、製造、譲渡その他の処分、使用、消費、保管及び移動に關し必要な命令をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により政令の制定又は改廢の立案をしようとするとき又はその他の命令を定めようとするときは、総合食糧審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の規定により命令を定めるときは、その理由を公表しなければならない。

4 第一項の規定により命令を定めた場合において、当該命令の規定に對し不服がある者は、政令で定めるところにより、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。ただし、当該命令の規定について直接利害關係を有しない者は、この限りでない。

5 農林水産大臣は、前項の申立てを受けたときは、五十日以内にこれについて決定をしなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、当該不服申立人に対して公開による聴聞を行わなければならない。

7 農林水産大臣は、第五項の決定をしたときは、当該命令を定めた者及び当該不服申立人に対し、これを通知しなければならない。

(主要食糧の価格等に関する命令)

第二十七條 政府は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主要食糧の価格、加工賃又は製造の料金に關し必要な命令をすることができる。

(主要食糧の輸出入の規制)

第二十八條 米穀又は麦等の輸出又は輸入は、政

令で定める場合を除いて、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしようとするときは、総合食糧審議会の意見を聴かなければならない。

3 第十三條第三項の規定は、農林水産大臣が第一項の許可をしようとする場合に準用する。

4 第一項の規定により農林水産大臣の許可を受けて米穀又は麦等を輸入した者は、政令で定めるところにより、その輸入した米穀又は麦等であつて政令で定めるものを政府に売り渡さなければならない。

5 前項の場合における政府の買入れの価格は、政府が定める。

6 政府は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、期間を指定して米穀及び麦等以外の主要食糧の輸出又は輸入を禁止し、又は制限することができる。

(主要食糧の輸入税の増減又は免除)

第二十九條 政府は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、期間を指定して主要食糧の輸入税を増減し、又は免除することができる。

(調査、報告及び検査)

第三十條 主要食糧の生産費、生産高、現在高及び移動の調査、家計費の調査その他主要食糧の管理を行うために必要な調査に關し必要な事項は、政令で定める。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、集荷業者、卸売販売業者、小売販売業者その他主要食糧の取扱を業とする者に對し、前項の調査を行うために必要な報告を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を定め、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。（地方公共団体の長への委任）

第三十二条 政府は、必要があると認めるときは、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところにより、主要食糧の管理に関し必要な事項を地方公共団体の長に委任することができる。（米穀の需給がひつ迫した場合の措置）

第三十三条 米穀の需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合において、配給計画に即した米穀の適正かつ円滑な配給の確保が相当の期間極めて困難となることにより、国民食糧の確保及び国民経済の安定に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律で定めるところにより、その事態を克服するために必要な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第三十四条 第二十一条第一項の許可を受けないで同項の業務を行つた者又は第二十二条第一項の許可を受けないで同項の業務を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十一条第五項（第二十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限の処分に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 三 第二十五条の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項又は第二十七条の規定による命令に違反した者

五 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第六項の規定による禁止若しくは制限に違反した者

六 第二十八条第四項の規定に違反した者
2 前項第五号の場合においては、輸出し、又は輸入した主要食糧であつて犯人が所有し、又は所持するものは、没収することができる。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十六条 第二十一条第四項（第二十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又はこの法律の規定による当該職員の見査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

本条施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約一兆四千七百一十億円の見込みである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、食糧制度改善等に関する請願（第三六四号）
第三六四号 昭和五十六年四月二十五日受理

食糧制度改善等に関する請願

請願者

北海道白糠郡白糠町西一条北三丁目白糠町農業協同組合内職員主婦の会内 池田昭子

紹介議員

下田 京子君

この請願の趣旨は、第三四六五号と同じである。

第七号中正誤

ページ 段 行
二四 四 終わり
四 本件 誤 正
本案